官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則の一部を改正する省令（総務六九）　一
○農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業一）　二
○ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業四六）　二
〔その他告示〕
○電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第五項の規定に基づき告示する件（総務一九三）　三
○棚田地域振興法第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を指定する件（総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境一）　三
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産六九八）　三
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同六九九）　三
○自動車等安全性能評価実施要領の一部を改正する告示（国土交通六一六）　三
○新宿御苑、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地の公開日時等を定める件の一部を改正する件（環境二五）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
弁理士登録関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　六
会社その他
会社決算公告　吉

省令

○総務省令第六十九号

船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和八年国土交通省令第十九号）の施行に伴い、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月十三日　総務大臣　林　芳正

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類）	（船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類）
第四十三条の四　法第八十一条の二第二項の総務省令で定める書類は、次のいずれかのものとする。	**第四十三条の四**　［同上］
一　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三十九条の規定により地方運輸局長の証明した船員手帳等記載事項証明書	一　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三十九条の規定により地方運輸局長の証明した船員手帳記載事項証明書
［二～四　略］	［二～四　同上］
［2　略］	［2　同上］

附　則

この省令は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行の日（令和八年五月十三日）から施行する。

○農林水産省・経済産業省令第一号

農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）を実施するため、農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正

農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令

農業競争力強化支援法施行規則（平成二十九年農林水産省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（実施状況の報告） **第十八条**　（略） 2～4　（略） 5　認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者は、認定事業再編計画又は認定事業参入計画の実施期間において、次に掲げる事実が発生した場合には、速やかに、主務大臣に様式第二十六により報告をしなければならない。 一　当該認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、企業担保権の実行又は企業価値担保権の実行の申立て若しくは通告がなされたこと。 二・三　（略）	（実施状況の報告） **第十八条**　（略） 2～4　（略） 5　認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者は、認定事業再編計画又は認定事業参入計画の実施期間において、次に掲げる事実が発生した場合には、速やかに、主務大臣に様式第二十六により報告をしなければならない。 一　当該認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て若しくは通告がなされたこと。 二・三　（略）

附　則

この省令は、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。

○経済産業省令第四十六号

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）第三条第一項及び第九条の規定に基づき、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月十三日

経済産業大臣　赤澤　亮正

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第三を次のように改める。

（日本産業規格Ａ4）

（第１面）

様式第１（第１条関係）

募　集　届　出　書

年　月　日

主務大臣　殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

住　所

電話番号

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第３条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

Ⅰ．会員制事業者に関する事項

１．会員制事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

		金　額
必要な資金の額		百万円
調達方法	自己資金	百万円
	預託金	百万円
	借入金	百万円
	その他	百万円
	合　計	百万円

（記載上の注意）

１．その他の調達方法により調達する場合には、その内容を注記すること。

２．本届出に係る会員契約に係る施設を提供する事業について記載すること。

３．指定役務に係る施設以外の施設を一体の会員契約として役務提供する場合においては、その全体についての必要な資金の額について記載することができる。

２．指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあっては、当該権原の内容

	権　利　関　係　の　内　容	権利の存続期間
土地に係る権利		
その他の権利		

（記載上の注意）

１．「権利関係の内容」には、当該占有施設の所有者の名前及び規模（当該占有施設が土地である場合には、その面積）についても併せて記載すること。

２．当該占有施設の所有者が複数いる場合、所有者の名前及び規模については、施設ごとに所有者の数及び規模の合計を記載することでよいとする。

３．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

３．会員制事業者の資本金の額又は出資の総額

資本金の額又は出資の総額	百万円

４．主要株主の氏名又は名称

（ふ　り　が　な） 氏名又は名称	保有する株式の数又は出資の金額	割　合
		%

（記載上の注意）

１．「主要株主」とは、省令第２条第１項第１号に規定する主要株主をいう。

２．「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。

３．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

５．他に行っている事業の種類

（記載上の注意）

１．日本標準産業分類表細分類により記載すること。

６．会員契約代行者をして会員契約の締結の代理又は媒介を行わせる場合にあっては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

Ⅱ．会員契約に関する事項

１．指定役務の内容

事　　項	内　　容
指定役務に係る施設の所在地	
指定役務に係る施設のホール数	
指定役務に係る施設の敷地面積	

（記載上の注意）

１．指定役務に係る施設以外の施設を一体の会員契約として役務提供する場合においては、その内容について注記すること。

２．開設予定施設のうち、開設していないものがある場合にあっては、その範囲が明示できるように注記すること。

３．指定役務に係る施設の概要がわかる図を添付すること。

２．指定役務に係る施設についての計画の内容

事　　項	計画の内容
施設の開設予定日	
ゴルフ場のホール数	
ゴルフ場の敷地面積	
会員契約に係る施設のうちゴルフ場に附帯して利用に供される施設	

（記載上の注意）

１．「ゴルフ場」には、既に開設されたものは含まれない。

２．開設されていない場合であって、法第４条ただし書の規定による届出に係る施設及び法附則第３条に規定する施設に限る。

３．会員の数についての計画

会員の種類	契約締結予定数	提供される役務の内容

（記載上の注意）

１．提供される役務の内容が異なるものについて全て記載すること。

２．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

４．契約者がある場合にあっては契約者の数についての計画及びその契約の内容

契約者の種類	契約締結予定数	提供される役務の内容

（記載上の注意）

１．「契約者」とは、省令第２条第３項第１号に規定する契約者をいう。

２．提供される役務の内容が異なるものについて全て記載すること。

３．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

５．指定役務に係る施設について、会員及び契約者以外の者に利用させる場合にあっては、その内容

６．拠出金の種類及び額

会員の種類	入会金	預託金	その他の金銭	合　　計
	千円	千円	千円	千円

（記載上の注意）

１．同じ種類の会員であっても拠出金の種類又は額が異なる場合には、区分して記載すること。

２．その他の金銭がある場合には、その名称及び額を注記すること。

３．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

７．会員に預託金を支払わせる場合にあっては預託金の額及び据置期間並びに返還を担保する措置の有無等

会員の種類	預託金額(a)	預託金据置期間	契約締結予定数(b)	合計金額（ａ×ｂ）
				百万円
				百万円
担保措置の有無	（担保措置がある場合、その内容）			

（記載上の注意）

１．同じ種類の会員であっても預託金額又は預託金据置期間が異なる場合には、区分して記載すること。

２．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

８．会員契約の変更に関する事項

（記載上の注意）

１．簡潔に記載すること。

９．会員契約の解除に関する事項

（1）会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときは、その内容

（2）その他会員契約の解除に関する事項（クーリング・オフを含む。）

10．損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

11．会員契約に基づく会員の債権に関する事項

区　　分	有無	具体的内容
譲渡に関する定め		
相続に関する定め		
譲渡に関するあっせん		

（記載上の注意）

１．譲渡又は相続の手続を行うにあたって、会員が会員制事業者に対し金銭を支払う旨の定めがあるときは、その内容について併せて記載すること。

12．指定役務の提供を制限する定めがあるときはその内容

様式第３（第１２条関係）

業務及び財産に関する書類　　（　　年　　月　　日作成）

（ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第９条の規定により閲覧に供する書類）

氏名又は名称
法人にあってはその
代表者の役職、氏名
住所
電話番号

Ⅰ　業務の状況

１　会員制事業者の目的

（記載上の注意）

１　直前の事業年度末現在の定款に記載された目的を記載すること。ただし、事業年度開始後３月以内の日に本書類を閲覧に供する場合にあっては、前事業年度の直前の事業年度末現在の定款に記載された目的を記載することができる。

２　会社以外の者にあっては、記載を省略することができる。

２　業務の内容

（単位　千円、％）

区　分	第　　期		第　　期		第　　期		摘　要
	売上高	売上比率	売上高	売上比率	売上高	売上比率	
合　計		100.0		100.0		100.0	

（記載上の注意）

１　直前の事業年度末現在において営んでいる事業について系統的に分かりやすく説明し、事業部門別に直前３事業年度（事業年度が６月の者にあっては、直前６事業年度）の売上高及び売上比率を示すこと。ただし、事業年度開始後３月以内の日に本書類を閲覧に供する場合にあっては、前事業年度の直前の事業年度末現在において営んでいる事業について系統的に分かりやすく説明し、事業部門別に前事業年度の直前３事業年度（事業年度が６月の者にあっては、前事業年度の直前６事業年度）の売上高及び売上比率を示すことができる。また、６事業年度について示す場合にあっては、連続する３事業年度ごとに分けて示すことができる。

２　事業内容の変更がある場合は、その旨注記すること。

３　会員制事業者と役員との間の重要な取引

（記載上の注意）

１　直前の事業年度における会員制事業者と役員との間の取引（役員が第三者のために会員制事業者との間で行う取引を含む。）及び第三者との間の取引で会員

５　令和８年５月１３日　水曜日　官　報　（号外第１０６号）

制事業者と役員との利益が相反するものがある場合には、その重要なものについて、その旨及びその内容を記載すること。
2　株式会社以外の者にあっては、記載を省略することができる。

4　株主等の氏名又は名称、所有する株式の数又は出資の金額（割合を含む。）及び会員制事業者の株主等への出資の状況

氏名又は名称	住　　所	所有する株式の数又は出資の金額（出資割合）	会員制事業者の株主等への出資の状況
		（　　％）	
計			

（記載上の注意）
1　「株主等」とは、株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいい、所有する株式の数又は出資の金額の多い順に従い７名について記載すること。
2　「出資割合」とは、所有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
3　「会員制事業者の株主等への出資の状況」とは、会員制事業者が自己又は他人の名義をもって所有する株主等の株式の数又は出資の金額をいう。

5　親会社との関係

親　会　社　名	出　資　割　合	業務上の関係
	％	

（記載上の注意）
1　「親会社」とは、会社法第２条第１項第４号に規定する親会社をいう。
2　「出資割合」とは、親会社が所有する会員制事業者の株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
3　業務上の関係には、親会社との取引の内容等を具体的に記載すること。

6　子会社の状況

子会社名	資本金	出資割合	主要な事業内容
		％	

（記載上の注意）
1　「子会社」とは、会社法第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。
2　「出資割合」とは、会員制事業者が所有する子会社の株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。

7　施設の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画

事業所	施設の内容	必要性	予算金額	既払金額	今後の所要額	着　　手	完成予定	摘要
			百万円	百万円	百万円	年　月	年　月	
計								

（記載上の注意）
1　「重要な拡充若しくは改修」とは、提供する役務の内容に重要な変更が生ずるような施設の拡充若しくは改修をいう。

Ⅱ　財産の状況

１　貸借対照表

（単位　千円、％）

期日 / 種別 / 項目	第　期（年　月　日）		第　期（年　月　日）		第　期（年　月　日）	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	構成比
資　産　の　部						
Ⅰ　流動資産						
(1)　現金及び預金						
(2)　受取手形						
(3)　売掛金						
(4)　有価証券						
(5)　商品						
(6)　前払費用						
(7)　繰延税金資産						
(8)　短期貸付金						
(9)　未収入金						
(10)　未収収益						
(11)　その他の流動資産						
(12)　貸倒引当金						
流動資産合計						
Ⅱ　固定資産						
１　有形固定資産						
(1)　建物						
(2)　構築物						
(3)　機械及び装置						
(4)　車両運搬具						
(5)　工具器具及び備品						
(6)　コース勘定						
(7)　土地						
(8)　建設仮勘定						
(9)　その他の有形固定資産						
有形固定資産合計						
２　無形固定資産						
(1)　のれん						
(2)　借地権						
(3)　その他の無形固定資産						
無形固定資産合計						
３　投資その他の資産						
(1)　投資有価証券						
(2)　関係会社株式						
(3)　出資金						
(4)　長期貸付金						
(5)　長期前払費用						
(6)　繰延税金資産						
(7)　その他の投資等						
(8)　貸倒引当金						
投資その他の資産合計						
固定資産合計						
Ⅲ　繰延資産						
１　創立費						
２　開業費						
３　その他の繰延資産						
繰延資産合計						
資　産　合　計						
負　債　の　部						
Ⅰ　流動負債						
(1)　支払手形						
(2)　買掛金						
(3)　短期借入金						

(4)　未払金						
(5)　未払費用						
(6)　未払法人税等						
(7)　繰延税金負債						
(8)　前受金						
(9)　預り金						
(10) 前受収益						
(11) 賞与引当金						
(12) その他の流動負債						
流動負債合計						
Ⅱ　固定負債						
(1) 長期借入金						
(2) 会員預り保証金						
(3) 退職給付引当金						
(4) その他の固定負債						
固定負債合計						
負　債　合　計						
純　資　産　の　部						
Ⅰ　株主資本						
1　資本金						
2　資本剰余金						
(1) 資本準備金						
(2) その他資本剰余金						
資本剰余金合計						
3　利益剰余金						
(1) 利益準備金						
(2) その他利益剰余金						
任意積立金						
繰越利益剰余金						
利益剰余金合計						
4　自己株式						
Ⅱ　評価・換算差額等						
1　その他有価証券評価差額金						
2　繰延ヘッジ損益						
3　土地再評価差額金						
評価・換算差額等合計						
Ⅲ　新株予約権						
純資産合計						
負債純資産合計						

（記載上の注意）

1　一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って作成すること（会社以外の者にあっては、公正な会計慣行に従い、上記様式に準じて作成すること。）。

2　直前３事業年度について記載すること。ただし、事業年度が６月の者にあっては、直前６事業年度について記載すること（この場合にあっては、連続する３事業年度ごとに分けて記載することができる。）。

3　大項目について、その構成比を示すこと。

4　「その他の流動資産」「その他の有形固定資産」「その他の無形固定資産」「その他の投資等」及び「その他の繰延資産」のうち同一種類の資産でその金額が資産総額の１００分の１を超えるもの、「その他の流動負債」及び「その他の固定負債」のうち、同一種類の負債でその金額が負債及び純資産の合計額の１００分の１を超えるもの並びに「任意積立金」のうち、同一種類の積立金でその金額が負債及び純資産の合計額の１００分の１を超えるものについては、それぞれその資産、負債及び純資産の性質を示す適切な名称を付した項目を設けて記載すること。

5　繰延税金資産及び繰延税金負債については、会社計算規則（平成１８年法務省令第１３号）第８３条の規定により表示すること。

6　総括項目及びその金額は、ゴシック式活字、赤字等識別しやすい方法により記載すること。

２　損益計算書

（単位　千円、％）

期日／種別／項目	第　期 自　年　月　日 至　年　月　日		第　期 自　年　月　日 至　年　月　日		第　期 自　年　月　日 至　年　月　日	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	構成比
Ⅰ　営業収入						
Ⅱ　営業費用						
営業利益（又は損失）						
Ⅲ　営業外収益						
１　受取利息						
２　その他の営業外収益						
Ⅳ　営業外費用						
１　支払利息						
２　その他の営業外費用						
経常利益（又は損失）						
Ⅴ　特別利益						
１　固定資産売却益						
２　その他の特別利益						
Ⅵ　特別損失						
１　固定資産売却損						
２　その他の特別損失						
税引前当期純利益（又は当期純損失）						
法人税、住民税及び事業税						
法人税等調整額						
当期純利益（又は当期純損失）						

（記載上の注意）

１　一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って作成すること（会社以外の者にあっては、公正な会計慣行に従い、上記様式に準じて作成すること。）。

２　「その他の営業外収益」「その他の営業外費用」「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」のうち、同一種類の費用及び収益でその金額がその属する項目の総額の１００分の１０を超えるものについては、その性質を示す適切な名称をつけた項目を設けて記載すること。

３　直前３事業年度について記載すること。ただし、事業年度が６月の者にあっては、直前６事業年度について記載すること（この場合にあっては、連続する３事業年度ごとに分けて記載することができる。）。

４　総括項目及びその金額は、ゴシック式活字、赤字等識別しやすい方法により記載すること。

５　項目ごとに売上高を１００とした百分比を示すこと。

３　注記事項

（記載上の注意）

直前事業年度について、以下に定める注記事項を記載すること。その際、貸借対照表、損益計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。ただし、株式会社以外の者にあっては、該当しない事項についての注記を省略することができる。

１　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)　貸借対照表又は損益計算書の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法、その他貸借対照表又は損益計算書作成のための基本となる事項（(2)において「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

①　資産の評価基準及び評価方法

②　固定資産の減価償却の方法

③　引当金の計上基準

④　収益及び費用の計上基準

⑤　その他貸借対照表又は損益計算書の作成のための基本となる重要な事項

(2)　会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

①　会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表又は損益計算書に与えている影響の内容

②　表示方法を変更したときは、その内容

2　貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

(2) 取締役、監査役及び執行役（株式会社以外の者についてはこれらに準ずる者）に対する金銭債権総額

(3) 会社法第２条第１項第３号の子会社の株式又は持分の総額

(4) 取締役、監査役及び執行役（株式会社以外の者についてはこれらに準ずる者）に対する金銭債務総額

(5) 債権及び債務のうち会社法第２条第１項第４号の親会社又は第３号の子会社に対するものの内容

(6) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

(7) 固定資産については、会員契約の目的となる指定役務に係る施設の種類、規模及び所在地を注記すること（貸借部分を内書きすること。）。

(8) 以上のほか、財産の状況を正確に判断するために必要な事項

3　損益計算書に関する注記

(1) 親会社との取引額及び取引内容

(2) 子会社との取引額及び取引内容

(3) 以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

4　附属明細書

（記載上の注意）

1　直前事業年度について、以下に定めるもののほか、貸借対照表及び損益計算書の記載を補足する重要な事項を記載すること。

2　株式会社以外の者にあっては、該当しない事項の記載を省略できる。

(1)　長期借入金及び短期借入金の増減

①　長期借入金の増減

借　入　先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期　末　残　高 （うち１年内返済予定額）
	円	円	円	円 （　　円）
				（　　）
				（　　）
				（　　）
計				（　　）

②　短期借入金の増減

借　入　先	期首残高	期末残高	増　減　額
	円	円	円
１年以内返済予定長期借入金			
計			

（記載上の注意）

1　無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率を脚注すること。

2　仕入債務からの振替、債務の免除等の特殊な理由による増減がある場合は、その旨、理由及び当該増減額を脚注すること。

3　借入金の残高の多い順に従い１０名について記載すること。

(2)　固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

区分	資産の種類	期　首 帳簿価額	当　期 増加額	当　期 減少額	当　期 償却額	期　末 帳簿価額	当期末償 却累計額	償　却 累計率
		円	円	円	円	円	円	%
有形固定資産								
	計							
無形固定資産								
	計							
投資その他の資産								
	計							

（記載上の注意）

1　合併、会社分割、事業譲渡、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な理由による増減があった場合は、その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額を脚注すること。

2　上記１以外の重要な増減については、その設備等の具体的な内容及び金額を

脚注すること。

3　当期中に特別の法律の規定により資産等の評価替えが行われた場合、その他特別の理由により取得価額の修正が行われた場合は、その旨、理由及び当該増減額を脚注すること。

(3)　資産につき設定している担保権の明細

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種類	期末帳簿価額	担保権の種類	内容	期末残高
	円			円
計			計	

（記載上の注意）

1　担保権の種類とは、抵当権、根抵当権、財団抵当権（工場財団抵当権、鉱業財団抵当権などと具体的に記載する。）、財団根抵当権、質権、譲渡担保等をいう。

2　会社が発行した社債を担保するため、会社の総財産につき企業担保権を設定している場合は、上表には含めず、その旨及びその内容を脚注する。

3　会社の総財産（将来において会社の財産に属するものを含む。）につき企業価値担保権を設定している場合は、上表には含めず、その旨及びその内容を脚注する。

(4)　保証債務の明細

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
	円	
計		

（記載上の注意）

1　被保証者の借入債務、未払利息、未払賃借料等の金銭債務に関する保証債務を記載する。

2　保証金額は、期末の保証残高を記載する。

3　外貨建の保証債務がある場合は、外貨による保証残高を脚注する。

4　同一の種類の保証債務で被保証者の数が多い場合は、保証債務の種類ごとに一括して記載することができる。

(5)　引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定の方法

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
	円	円	円	円

（記載上の注意）

1　当該引当金の設定目的である特定の費用又は損失が発生すると認められる理由及びその額の算定方法を脚注すること。ただし、貸借対照表又は他の箇所に注記したものを除く。

2　当期減少額に目的使用以外の取崩し額が含まれている場合は、その取崩し理由及び金額を脚注すること。

(6)　会員預り保証金の明細

会員の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
				円
計				

（記載上の注意）

1　会員の種類ごとに記載すること。

(7)　会員数の明細

会員の種類	期首会員数	当期増加数	当期減少数	期末会員数
計				

（記載上の注意）

1　会員の種類ごとに記載すること。

（8）営業費用の明細

項　　目	金　　額	摘　　要
	円	
計		

（記載上の注意）
1　その内容を示す適当な項目で記載する。
2　同一種類の費用でその金額が営業費用の総額の１００分の１０を超えるものについては、その性質を示す適切な名称をつけた項目を設けて記載すること。
（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附　則

この省令は、事業性融資の推進等に関する法律の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。

その他告示

○総務省告示第百九十三号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の二の七第一項第五号の規定による認定を受けた確認措置に係る電気通信役務について、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者から同条第三項の規定に基づき次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年五月十三日

総務大臣　林　　芳正

認定を受けた電気通信役務（以下「認定役務」という。）を提供する電気通信事業者の氏名又は名称	変更後の認定役務の名称	変更前の認定役務の名称	変更年月日
株式会社ＮＴＴドコモ	５Ｇサービス Ｘｉサービス	５Ｇサービス Ｘｉサービス ＦＯＭＡサービス	令和８年４月１日

○総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省告示第一号

棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を次のとおり指定する。

令和八年五月十三日

総務大臣　林　　芳正
文部科学大臣　松本　洋平
農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

指定棚田地域は、次の表の市町村名欄に掲げる市町村の区域のうち、旧市町村名欄に掲げる旧市町村の区域（昭和二十五年二月一日における市町村の区域をいう。）とする。

区　　域			
都道府県名	郡　名	市町村名	旧市町村名
滋賀県		米原市	東草野村

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第六百九十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年農林水産省告示第八百二十四号（特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年五月十三日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から翌年６月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　まさば及びごまさば太平洋系群 一～二　（略）	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から翌年６月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　まさば及びごまさば太平洋系群 一～二　（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	9,997
まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	33,303
（略）	（略）

第二～第十一　（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	30,500
まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	12,800
（略）	（略）

第二～第十一　（略）

○農林水産省告示第六百九十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年十二月二十二日農林水産省告示第千九百三十八号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和八年五月十三日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 3,880.9トン	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,373.9トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	142.0
青森県	340.5
岩手県	90.5
宮城県	68.2
秋田県	40.2
山形県	8.3
福島県	22.9
茨城県	33.5
千葉県	81.5
東京都	12.5
神奈川県	47.7
新潟県	102.8
富山県	108.8
石川県	101.7
福井県	46.5
静岡県	41.7
愛知県	1.0
三重県	47.4
京都府	48.9
大阪府	1.0
兵庫県	22.5
和歌山県	42.5
鳥取県	19.0
島根県	104.8
岡山県	1.0

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	142.0
青森県	340.5
岩手県	90.5
宮城県	68.2
秋田県	40.2
山形県	28.3
福島県	22.9
茨城県	33.5
千葉県	81.5
東京都	25.0
神奈川県	47.7
新潟県	104.3
富山県	110.8
石川県	101.7
福井県	46.5
静岡県	41.7
愛知県	1.0
三重県	47.4
京都府	48.9
大阪府	1.0
兵庫県	22.5
和歌山県	42.5
鳥取県	19.0
島根県	107.1
岡山県	1.0

広島県	1.0
山口県	85.5
徳島県	30.5
香川県	1.0
愛媛県	22.2
高知県	82.8
福岡県	26.9
佐賀県	19.1
長崎県	803.3
熊本県	25.2
大分県	14.1
宮崎県	15.8
鹿児島県	41.3
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	884.1
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	14.2
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	49.1

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

9,727.6トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	446.5
青森県	685.8

広島県	1.0
山口県	138.6
徳島県	30.5
香川県	1.0
愛媛県	22.2
高知県	82.8
福岡県	26.9
佐賀県	19.1
長崎県	879.9
熊本県	25.2
大分県	14.1
宮崎県	28.4
鹿児島県	41.3
沖縄県	1.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	1,200.0
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	14.2
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	44.7

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

8,469.6トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	446.5
青森県	685.8

岩手県	89.1
宮城県	39.1
秋田県	49.3
山形県	57.2
福島県	2.0
茨城県	18.3
千葉県	78.6
東京都	79.5
神奈川県	28.6
新潟県	133.8
富山県	33.4
石川県	60.5
福井県	32.9
静岡県	48.1
愛知県	2.0
三重県	45.8
京都府	46.2
大阪府	2.0
兵庫県	22.5
和歌山県	54.3
鳥取県	18.2
島根県	44.8
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	134.3
徳島県	21.6
香川県	2.0
愛媛県	18.1

岩手県	89.1
宮城県	39.1
秋田県	49.3
山形県	27.8
福島県	2.0
茨城県	18.3
千葉県	78.6
東京都	61.2
神奈川県	28.6
新潟県	131.6
富山県	30.5
石川県	60.5
福井県	32.9
静岡県	48.1
愛知県	2.0
三重県	45.8
京都府	46.2
大阪府	2.0
兵庫県	22.5
和歌山県	54.3
鳥取県	18.2
島根県	41.5
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	56.3
徳島県	21.6
香川県	2.0
愛媛県	18.1

高知県	37.0
福岡県	20.6
佐賀県	20.7
長崎県	347.3
熊本県	18.3
大分県	18.6
宮崎県	53.6
鹿児島県	30.8
沖縄県	237.8

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,004.0
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,096.7
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	86.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.5
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,153.3

高知県	37.0
福岡県	20.6
佐賀県	20.7
長崎県	234.7
熊本県	18.3
大分県	18.6
宮崎県	35.1
鹿児島県	30.8
沖縄県	236.5

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,081.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,035.0
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	81.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	15.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,153.3

○国土交通省告示第六百十六号

自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第四百四十号）第三条第一項の規定に基づき、自動車等安全性能評価実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年五月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

自動車等安全性能評価実施要領の一部を改正する告示

自動車等安全性能評価実施要領（平成二十六年国土交通省告示第五百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（用語の定義）

第二条　この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。

一　「年少者」とは、新生児、乳児、幼児又は学童のうち身長が百五十センチメートル以下の者をいう。

二　「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。

イ　（略）

ロ　主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであって、インパクト・シールド（正面衝突の際に年少者の前方移動を防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド及び補助シート（幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車の座席部に装備する装置であって、シート・クッションを備えたもの又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド、補助シート及び年少者用ベルト又は補助シート及び年少者用ベルトのいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置する装置（以下「幼児用シート」という。）

ハ　主として学童を座席ベルトによって直接拘束できるように、学童を適切に定置する装置。

三～六　（略）

七　「ＨＩＣ」とは、自動車のフルラップ前面衝突安全性能試験、ＭＰＤＢ前面衝突安全性能試験及び側面衝突安全性能試験にあってはダミーの頭部において計測された加速度を、自動車の歩行者頭部保護性能試験にあっては頭部インパクタにおいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

八　「ＨＰＣ」とは、年少者用補助乗車装置の側面衝突安全性能試験により、ダミーの頭部において計測された加速度を用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

九～二十七　（略）

二十八　「腹部圧力」とは、ダミーの腹部に生ずる圧力をいう。

二十九　（略）

三十　「ＮＩＣ」とは、自動車の後面衝突頸部傷害保護性能試験により、ダミーの頸部において計測された加速度を用いて計算される頸部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

三十一～四十二　（略）

四十三　「二輪自動車ターゲット」とは、試験自動車を衝突させる二輪自動車模型であって、人体模型が乗車したものをいう。

四十四　（略）

（自動車の評価）

第四条　自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一～九　（略）		
十　事故自動緊急通報装置性能	事故自動緊急通報装置の種類を確認する試験	事故自動緊急通報装置の種類に応じた三段階の指標

改正前

（用語の定義）

第二条　この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。

一　「年少者」とは、新生児、乳児又は幼児のうち体重が十八キログラム以下の者をいう。

二　「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。

イ　（略）

ロ　主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであって、インパクト・シールド（正面衝突の際に年少者の前方移動を防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド及び補助シート（幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車の座席部に装備する装置であって、シートクッションを備えたもの又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド、補助シート及び年少者用ベルト又は補助シート及び年少者用ベルトのいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置する装置（以下「幼児用シート」という。）

（新設）

三～六　（略）

七　「ＨＩＣ」とは、フルラップ前面衝突安全性能試験、ＭＰＤＢ前面衝突安全性能試験及び側面衝突安全性能試験にあってはダミーの頭部において計測された加速度を、歩行者頭部保護性能試験にあっては頭部インパクタにおいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

（新設）

八～二十六　（略）

（新設）

二十七　（略）

二十八　「ＮＩＣ」とは、後面衝突頸部傷害保護性能試験により、ダミーの頸部において計測された加速度を用いて計算される頸部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

二十九～四十　（略）

（新設）

四十一　（略）

（自動車の評価）

第四条　自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一～九　（略）		
十　事故自動緊急通報装置性能	事故自動緊急通報装置の種類を確認する試験	事故自動緊急通報装置の種類に応じた二段階の指標

十一～十三　（略）		
十四　車両衝突被害軽減制動制御装置性能（交差点（右直））	乾燥した路面において、右折する試験自動車の前面の中央部又は助手席側の最外側部を十キロメートル毎時から二十キロメートル毎時までの五キロメートル毎時ごとの制動初速度で、対向車線を走行中の車両ターゲットの前面の運転者席側の最外側部に衝突させる試験	試験自動車の衝突時の速度に応じた五段階の指標
十五　車両衝突被害軽減制動制御装置性能（交差点（出会い頭））	乾燥した路面において、直進する試験自動車の前面の中央部若しくは運転席側の最外側部を停止状態から発進させ、又は二十キロメートル毎時から六十キロメートル毎時までの十キロメートル毎時ごとの制動初速度で、交差道路の右方から進行してくる車両ターゲットの助手席側の側面部又は前面の助手席側の最外側部に衝突させる試験	
十六　歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能（交差点（右左折））	乾燥した路面において、右折及び左折する試験自動車の前面の中央部を右折時は十キロメートル毎時から三十キロメートル毎時まで、左折時は十キロメートル毎時から二十キロメートル毎時までの五キロメートル毎時ごとの制動初速度で、横断中の歩行者ターゲットに衝突させる試験	
十七　二輪自動車衝突被害軽減制動制御装置性能（交差点（右直））	乾燥した路面において、右折する試験自動車の前面の中央部又は助手席側の最外側部を十キロメートル毎時から二十キロメートル毎時までの五キロメートル	

十一～十三　（略）		
十四　車両衝突被害軽減制動制御装置性能（交差点（右直））	乾燥した路面において、右折する試験自動車の前面の中央部又は助手席側の最外側部を十キロメートル毎時から二十キロメートル毎時までの五キロメートル毎時ごとの制動初速度で、対向車線を走行中の車両ターゲットの前面の運転者席側の最外側部に衝突させる試験	試験自動車の衝突時の速度に応じた五段階の指標
十五　歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能（交差点（右左折））	乾燥した路面において、右折及び左折する試験自動車の前面の中央部を右折時は十キロメートル毎時から三十キロメートル毎時まで、左折時は十キロメートル毎時から二十キロメートル毎時までの五キロメートル毎時ごとの制動初速度で、横断中の歩行者ターゲットに衝突させる試験	

		毎時ごとの制動初速度で、対向車線を走行中の二輪自動車ターゲットの前面に衝突させる試験
十八～二十一　（略）		
二十二　予防安全性能	第十一号から前号までの試験	歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、夜間歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、自転車衝突被害軽減制動制御装置性能試験、車両衝突被害軽減制動制御装置性能（交差点（右直）、車両衝突被害軽減制動制御装置性能（交差点（出会い頭）、歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能（交差点（右左折）、二輪自動車衝突被害軽減制動制御装置性能（交差点（右直）、ペダル踏み間違い時加速抑制装置性能試験、車線逸脱警報装置性能試験、車線逸脱抑制装置性能試験及び高機能前照灯性能試験における測定結果に基づき総合的な予防安全性能を示す五段階の指標
二十三　自動車安全性能	第九号、第十号及び第二十二号の試験	衝突安全性能、事故自動緊急通報装置性能及び予防安全性能における測定結果に基づき総合的な安全性能を示す五段階の指標

2　（略）

（年少者用補助乗車装置の評価）

第五条　年少者用補助乗車装置の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一　前面衝突安全性能（乳児用ベッドに限る。）	横向き動的試験　試験用座席に年少者用補助乗車装置を横向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を当該試	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、頸部の引張荷重、胸部合成加速度、乳児用ベッドの放出性（衝突時に年少者用

		毎時ごとの制動初速度で、対向車線を走行中の二輪自動車ターゲットの前面に衝突させる試験
十六～十九　（略）		
二十　予防安全性能	第十一号から前号までの試験	歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、夜間歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、自転車衝突被害軽減制動制御装置性能試験、車両衝突被害軽減制動制御装置性能（交差点（右直）、歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能（交差点（右左折）、ペダル踏み間違い時加速抑制装置性能試験、車線逸脱警報装置性能試験、車線逸脱抑制装置性能試験及び高機能前照灯性能試験における測定結果に基づき総合的な予防安全性能を示す五段階の指標
二十一　自動車安全性能	第九号、第十号及び第二十号の試験	衝突安全性能、事故自動緊急通報装置性能及び予防安全性能における測定結果に基づき総合的な安全性能を示す五段階の指標

2　（略）

（年少者用補助乗車装置の評価）

第五条　年少者用補助乗車装置の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一　前面衝突安全性能（乳児用ベッドに限る。）	横向き動的試験　試験用座席に年少者用補助乗車装置を横向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を当該試	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、乳児用ベッドの底面の傾斜角度、ダミーの頭部の前方への移動量、胸部合成加速度、乳児用ベッドの放出性（衝突時に年少者用補

	験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	補助乗車装置本体が当該取付部から放出されたか否かをいう。以下同じ。）並びにバックルの解離性（衝突時に年少者用補助乗車装置のバックルが解離したか否かをいう。以下同じ。）に基づいた四段階の指標
二　前面衝突安全性能（幼児用シートのうち幼児を後ろ向きに拘束又は定置するものに限る。）	後ろ向き動的試験　試験用座席に年少者用補助乗車装置を後ろ向きに固定し、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、頸部の引張荷重、胸部合成加速度、幼児用シートの放出性並びにバックルの解離性に基づいた四段階の指標
三　前面衝突安全性能（幼児用シートのうち幼児を前向きに拘束又は定置するものに限る。）	前向き動的試験　試験用座席に年少者用補助乗車装置を前向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を当該試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、頸部の引張荷重、胸部合成加速度、胸部の圧迫による肋骨と胸椎の接触状況、幼児用シートの放出性、バックルの解離性、腹部圧力並びにダミーの座席脱落性（衝突時にダミーが年少者用補助乗車装置から脱落したか否かをいう。以下同じ。）に基づいた四段階の指標
四　側面衝突安全性能（乳児用ベッドに限る。）	横向き動的試験　試験用座席に年少者用補助乗車装置を横向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の側面に対して自動車の扉を模擬したドアパネルを速度二十五・二から二十八・八キロメートル毎時で垂直に正面衝突させ、ドアパネルに対する相対速度を当該試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部合成加速度、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、HPC、乳児用ベッドの放出性並びにバックルの解離性に基づいた四段階の指標

	験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	助乗車装置本体が当該取付部から放出されたか否かをいう。以下同じ。）並びにバックルの解離性（衝突時に年少者用補助乗車装置のバックルが解離したか否かをいう。以下同じ。）に基づいた四段階の指標
二　前面衝突安全性能（幼児用シートのうち幼児を後ろ向きに拘束又は定置するものに限る。）	後ろ向き動的試験　試験用座席に年少者用補助乗車装置を後ろ向きに固定し、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、シート・バック面の最大傾斜角度、ダミーの頭部の前方への移動量、胸部合成加速度、幼児用シートの放出性並びにバックルの解離性に基づいた四段階の指標
三　前面衝突安全性能（幼児用シートのうち幼児を前向きに拘束又は定置するものに限る。）	前向き動的試験　試験用座席に年少者用補助乗車装置を前向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を当該試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、胸部合成加速度、胸部の圧迫による肋骨と胸椎の接触状況、幼児用シートの放出性、バックルの解離性、幼児への加害性（衝突時に年少者用補助乗車装置によって腹部等身体の弱い部分を圧迫するなど当該装置が幼児に傷害を与えるおそれがあるか否かをいう。）並びにダミーの座席脱落性（衝突時にダミーが年少者用補助乗車装置から脱落したか否かをいう。）に基づいた四段階の指標

五　側面衝突安全性能（幼児用シートのうち幼児を後ろ向きに拘束又は定置するものに限る。）	後ろ向き動的試験　試験用座席に年少者用補助乗車装置を後ろ向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の側面に対して自動車の扉を模擬したドアパネルを速度二十五・二から二十八・八キロメートル毎時で垂直に正面衝突させ、ドアパネルに対する相対速度を試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、ＨＰＣ、幼児用シートの放出性並びにバックルの解離性に基づいた四段階の指標
六　側面衝突安全性能（幼児用シートのうち幼児を前向きに拘束又は定置するものに限る。）	前向き動的試験　試験用座席に年少者用補助乗車装置を前向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の側面に対して自動車の扉を模擬したドアパネルを速度二十五・二から二十八・八キロメートル毎時で垂直に正面衝突させ、ドアパネルに対する相対速度を当該試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、ＨＰＣ、幼児用シートの放出性、バックルの解離性、並びにダミーの座席脱落性に基づいた四段階の指標
七　（略）		

四　（略）	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○環境省告示第二十五号

国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（昭和三十四年厚生省令第十三号）第六条第一項の規定に基づき、新宿御苑、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地の公開日時等を定める件（昭和三十四年五月厚生省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、令和八年六月十日から適用する。

令和八年五月十三日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　新宿御苑の公開日時 1　（略） 2　公開時間 午前九時から午後四時まで（温室にあつては、午前九時三十分から午後三時三十分まで）	一　新宿御苑の公開日時 1　（略） 2　公開時間 午前九時から午後四時まで（温室にあつては、午前九時三十分から午後三時三十分まで）

ただし、三月十五日から六月十日まで及び八月一日から九月三十日までは午前九時から午後五時三十分まで（温室にあつては、午前九時三十分から午後五時まで）	ただし、三月十五日から六月三十日まで及び八月二十一日から九月三十日までは午前九時から午後五時三十分まで（温室にあつては、午前九時三十分から午後五時まで）
六月十一日から七月三十一日までは午前九時から午後六時三十分まで（温室にあつては、午前九時三十分から午後六時まで）	七月一日から八月二十日までは午前九時から午後六時三十分まで（温室にあつては、午前九時三十分から午後六時まで）

公　告

諸　事　項

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を農林水産省経営局長に提出されたい。

令和８年５月13日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
北海道伊達市長和町271番３ 公衆用道路 986㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
北海道勇払郡厚真町字東和218番17 原野　272㎡	厚眞村	現況：原野 公共利用計画あり
北海道亀田郡七飯町字東大沼427番２ 原野　1,898㎡	阿部　藤吉 北海道亀田郡七飯村大字大沼村字軍川	
北海道亀田郡七飯町字東大沼428番２ 原野　254㎡		
北海道亀田郡七飯町字東大沼518番 原野　661㎡	斉藤五一郎 北海道函館市弁天町37番地	
北海道亀田郡七飯町字東大沼572番２ 公衆用道路 1,116㎡	大阪造船所 大阪府大阪市港区南福崎町	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

令和８年５月13日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
岩手県盛岡市西青山一丁目43番５ 畑　174㎡ （買収時：岩手県盛岡市下厨川字赤袰43番５）	赤石　宇吉 岩手県盛岡市上厨川字杉原101番地	
岩手県奥州市江刺広瀬字寺沢222番１ 原野　305㎡ （買収時：岩手県江刺市広瀬字寺沢222番１）	後藤　長力 岩手県江刺市広瀬字寺沢223番地	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

令和８年５月13日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
埼玉県さいたま市南区曲本二丁目256番１ 田　159㎡	氏名不詳 住所不詳	
埼玉県川口市大字西新井宿字竹下357番６ 畑　304㎡	氏名不詳 住所不詳	
神奈川県平塚市馬入字大道下2209番４ 畑　87㎡	天野　康道 神奈川県座間市栗原中央一丁目26番10号	
神奈川県平塚市馬入字大道下2263番１ 畑　181㎡	天野　康道 神奈川県座間市栗原中央一丁目26番10号	
長野県東筑摩郡山形村字殿村696番３ 宅地　19.86㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
静岡県磐田市池田字北浦197番 畑　171㎡	氏名不詳 住所不詳	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

令和８年５月13日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
愛知県一宮市浅井町大日比野字北流2048番３ 畑　26㎡	氏名不詳 住所不詳	
三重県志摩市浜島町浜島字御浜2214番17 原野　154㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

令和８年５月13日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
京都府京都市右京区嵯峨小倉山町１番12 山林　617㎡ （買収時：京都市右京区嵯峨小倉山１番１ 畑　７反）	常寂光寺 右京区嵯峨小倉山	
京都府久世郡久御山町市田一ノ坪42番１ 用悪水路　86㎡ （買収時：久世郡久御山町大字市田小字一ノ坪42番 田　６畝23歩）	溝口安治郎 久世郡淀町字新町565番地	
京都府久世郡久御山町市田一ノ坪43番１ 用悪水路　78㎡ （買収時：久世郡久御山町大字市田小字一ノ坪43番 田　１反３畝25歩）	吉岡　末吉 久世郡小倉村字安田小字大納言１番地	
奈良県生駒郡三郷町勢野西三丁目3174番 宅地　56.01㎡ （買収時：生駒郡三郷村大字勢野3174番 畑　14歩）	薮田與一郎 外一名 生駒郡三郷村大字勢野	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

令和８年５月13日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
高知県土佐郡土佐町土居字須麻野118番２ 墓地　6.61㎡	濱田芳太郎 高知県長岡郡吉野村汗見445番２号地	
高知県安芸市下山字山口632番６ 畑　47㎡	内川　勝 高知県安芸市下山2175番地の３	
高知県安芸市下山字山口632番８ 畑　33㎡	内川　貞己 高知県安芸市下山629番地	
高知県安芸市下山字山口2418番９ 山林　23㎡	内川　勝 高知県安芸市下山2175番地の３	
高知県安芸市下山字山口2418番10 宅地　29.75㎡		

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

令和８年５月13日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
熊本県阿蘇市黒川字年山2471番 山林　20㎡	江藤常太郎 熊本県阿蘇郡黒川村大字黒川125番地	

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

宮城県名取市相互台一丁目七番地の一

有限会社加藤

清算人　加藤　幸次

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

秋田県大館市東台六丁目五番八―二号カー

サフルジェンテ一〇二号室

株式会社真弓商事

代表清算人　佐藤　智宏

解散公告

当法人は、令和七年十二月十一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

山形県酒田市中町二丁目四番五号

一般社団法人ナカマチラボ

代表清算人　齋藤健太郎

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

群馬県前橋市上細井町一二一一番地四

株式会社キング前橋

代表清算人　永井　正治

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

北海道士別市大通北九丁目三三番地

株式会社木村組

代表清算人　木村　幸一

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

仙台市青葉区本町一丁目七番一号

今別ウィンドファーム合同会社

清算人　東北電力株式会社

職務執行者　佐藤　孝行

解散公告

当社は、令和八年四月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

埼玉県草加市氷川町二一二四番地一三木暮ビル二Ｆ

株式会社宇奥ジャパン

代表清算人　浦郷　眞也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

埼玉県和光市白子一丁目二番一五号

株式会社マツダ

代表清算人　松田　康裕

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

埼玉県ふじみ野市上福岡三丁目八番一八号

株式会社ＭＹＣＥ

代表清算人　田中　康子

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

埼玉県東松山市新宿町一九―一六シェモア東松山二〇一号室　株式会社Ｐｏｎｔｏ

代表清算人　王　嘉　欣

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

千葉県柏市西町九番一九号

合同会社サンフーグル

清算人　石戸　智子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

千葉県松戸市平賀一四八番地の二シーアイハイツ北小金Ｄ―三〇三号

有限会社クランク

清算人　塚田　大助

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

千葉県佐倉市稲荷台一丁目一七番地二六

株式会社ＳＴＯＲＹ

代表清算人　南日　洋美

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都渋谷区円山町五番五号Ｎａｖｉ渋谷Ｖ三階　一般社団法人アナウンス発声協会

代表清算人　森本　晶子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人エヌ・エス

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

なんば開発特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

合同会社ＫＧＳ

清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都品川区東五反田二丁目三番五号五反田中央ビル七Ｆ

株式会社セキュリティベース

代表清算人　庭瀬　友昭

解散公告

当社は、令和八年三月二十三日総社員同意により解散したので、当社に債権を有する方は、掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥する。

令和八年五月十三日

東京都豊島区池袋四丁目一四―一一―一一

三ａＬＡＴＯＩＫＥＢＵＫＵＲＯ一予合同会社

清算人　曾　夏冰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都新宿区西新宿一丁目五番一二号

ニューセントラルビル九Ｆ

株式会社ニーズウィル

代表清算人　庭瀬　友昭

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都港区三田五丁目七番八号シャンボール三田三二六号

株式会社ブレーン・トラスト

代表清算人　北村　良恵

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目一四番一〇号

有限会社ボッテガフジモリ

清算人　藤森　隆

解散公告

当法人は、令和八年四月二十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和綜合会計事務所内

岐阜インフラホールディングス一般社団法人

代表清算人　荒川　真司

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都大田区北千束三丁目二九番一五号衆和ビル三〇一

啓航株式会社

代表清算人　彭　泓

解散公告

当社は、令和八年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都渋谷区東三丁目二二番一〇号笠原ビル二〇二号室

株式会社ツーフィッシュ

代表清算人　新　昭彦

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都新宿区西早稲田二丁目一四番二号

株式会社日本きもの学館

代表清算人　原　功

解散公告

当社は令和八年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都杉並区浜田山一丁目四番一七号

株式会社ＨＭＤ

代表清算人　西川　尚子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

古殿風力発電合同会社

清算人　野坂　照光

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都品川区大崎一丁目二番二号

株式会社トピーテックサービス

代表清算人　石川　了三

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都世田谷区成城七丁目二一番二号

一般財団法人ＳＨＩＺＵＫＡ＆ＬＥＯ　ＫＯＭＵＲＯ記念財団

代表清算人　小室しづか

解散公告

当社は令和八年四月二十日総社員の同意により解散したので、債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都渋谷区桜丘町二三番一七号シティコート桜丘四〇八

ＳＨＡＶＩＮＧ　ＪＡＰＡＮ合同会社

代表清算人　ライリー・マーカス・タクヤ

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都西東京市東町五丁目六番三〇号

有限会社関東ユニットサービス

清算人　西本　渉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都品川区平塚一丁目三―五

Ｎ-ＬＯＳＳ合同会社

清算人　上村　理

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都千代田区飯田橋二丁目九番三号

株式会社Ｉｎｎｏｖａｔｅ

代表清算人　古田裕一郎

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

合同会社Ｔ―Ｙ

清算人　山中　宰

解散公告

当社は、令和八年四月三十日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都港区海岸一丁目二番二〇号汐留ビルディング三階ＣＳＣ　Ｊａｐａｎ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｅ　Ｓｅｒｖｉｃｅｓ株式会社内　ワークフュージョンジャパン株式会社

代表清算人　イオナット・バレンティン・サス

解散公告

当社は、令和八年四月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都杉並区宮前四丁目八番二九号

株式会社伸和コーポレーション

代表清算人　唐澤　正弥

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

神奈川県藤沢市大庭五六八三―二駒寄二―一〇二

有限会社ティエスオー

清算人　高橋恵美子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

横浜市金沢区柴町三九一番地マリンシティ金沢文庫Ｃ棟一〇六号

特定非営利活動法人日本アート基金

清算人　福地　和彦

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

神奈川県足柄上郡大井町山田二一〇〇番地

新三善倉庫株式会社

代表清算人　香川　博孝

解散公告

当社は、令和七年十二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

横浜市西区浅間町三丁目一七七番地の九

有限会社サンエスエス

清算人　佐藤亜希子

解散公告

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

新潟県新発田市舟入町一丁目一一番二号

有限会社新潟学友社

代表清算人　鈴木　理絵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

富山県中新川郡立山町五郎丸一五五番地の五

株式会社安部鉄工所

代表清算人　安部　一範

解散公告

当法人は、令和八年三月二十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

山梨県北杜市明野町上手五〇〇番地二

特定非営利活動法人自然とオオムラサキに親しむ会

清算人　溝口　忠雄

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

山梨県甲州市塩山熊野二六七番地の二

有限会社日原工務店

清算人　日原今朝幸

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

岐阜県大垣市割田二丁目四二三番地

有限会社シーフォン

清算人　服部　知彦

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

静岡県島田市二四五〇番地の二〇

有限会社島田コピーセンター山陽社

清算人　堀内富士雄

解散公告

当社は、令和八年四月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

愛知県小牧市大字上末二六二六番地八

株式会社ＡＫＴｓ

代表清算人　小笠原　清

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

愛知県安城市新明町一丁目二番地

合同会社ＴＭＤ

清算人　杉田　章弘

解散公告

当社は、令和八年四月二十三日付け株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

滋賀県米原市多和田六〇五番一〇

Ｈｕｎｄｒｅｄ　Ｏｎｅ　Ｗｉｎｅｒｙ

株式会社　代表清算人　大澤　泰造

解散公告

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

滋賀県守山市荒見町三一六番地の一

もりた紙業株式会社

代表清算人　森田　嘉明

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

大阪市北区梅田一―一―三大阪駅前第三ビル二九階一―一―一号室

株式会社Ｓｉｎａｚｙ

代表清算人　上野　祐太

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

大阪市鶴見区諸口六丁目三番四三号

ＮＰＯ法人大阪鶴見ええまちネットワーク

清算人　久木　勝三

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

大阪市東成区大今里三丁目一五番六号Ｉｍａｚａｔｏｔｏｗｅｒ三〇四Ｃ

梓焔株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

大阪市東住吉区中野四丁目一番一六号リベラルオリエンテ中野三〇一Ａ

卓信電子網絡科技株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

大阪市生野区新今里三丁目四番一七号ＯＧビル六〇五Ｂ　日本三千甲文化株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

大阪市西区立売堀一丁目六番一三―二〇五号　花町Ｃｏｆｆｅｅ合同会社

清算人　陳　英

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

大阪市淀川区三津屋南三丁目二一番三号　株式会社ｃａｌｃｕｌａｔｉｏｎ

代表清算人　田中　政樹

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

大阪市生野区桃谷五丁目九番一二号　有限会社中上製作所

清算人　中上佐和子

解散公告

当社は、令和八年四月十五日開催の株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

大阪市東淀川区豊新五丁目六番三―三〇三号　梧桐商事株式会社

代表清算人　東野　誉

解散公告

当組合は、臨時総会の決議により令和八年四月三十日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

岡山県浅口市寄島町三九八三番地の三七　寄島鮮魚事業協同組合

清算人　岡邊　昭光

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

岡山県赤磐市桜が丘西一丁目三四番八号　株式会社コウヨウ

代表清算人　池上　雅人

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

広島県福山市駅家町万能倉一三四五番地一〇　特定非営利活動法人謙伸

清算人　中山　智紀

解散公告

当社は、令和八年三月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

広島県広島市中区本通七―二九アイビービル七階　株式会社ＭＡＴＣＨＯ

代表清算人　石森　健大

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

広島市東区牛田本町五丁目一番一三号　特定非営利活動法人州都広島を実現する会

清算人　碓井　法明

解散公告

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

香川県丸亀市土居町二丁目一四番二四号　株式会社富士工業

代表清算人　小野佐登美

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

高知県高岡郡四万十町茂串町一〇番五四号　有限会社高知マルシマ

清算人　高橋　秀光

解散公告

当社は、令和八年四月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

福岡県嘉穂郡桂川町大字土師九〇六番地一一　有限会社土井産業

清算人　土井　敦尚

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

福岡県福岡市南区筑紫丘二丁目九番一一号　福岡エステートパートナーズ株式会社

代表清算人　柴田　敏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

福岡市博多区祇園町八番一三号　株式会社ＧＯＡＴ

代表清算人　丹黒　健太

解散公告

当社は、令和八年四月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

福岡県大野城市大城四丁目一七番六号　ウォールテクニカ株式会社

代表清算人　松尾　恭宜

解散公告

当法人は、令和八年三月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

長崎県島原市平成町一番地一　一般社団法人島原半島観光連盟

代表清算人　河野　哲志

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

長崎市住吉町二番一六号

有限会社メゾン・ド・レポス

清算人　白濵由香里

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

熊本市北区植木町舞尾五三六番地二〇

有限会社ユアファーマシー

清算人　松見　章

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

熊本県八代市二見赤松町一五七九番地一

有限会社赤松鉱山

清算人　橋口　聖一

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

熊本市南区富合町平原五〇四番地三

有限会社ムラセ薬局

代表清算人　村瀬　元治

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

鹿児島市高麗町一四番二七号

有限会社興六舎

清算人　増森　保親

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

沖縄県うるま市字田場五五―五

ＳＲＢ合同会社

清算人　富永　義臣

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

沖縄県那覇市牧志一丁目四番地四三号新川ビルＢ１

合同会社こはく

代表清算人　城田　麗未

解散公告

当社は、令和八年三月三十日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

沖縄県石垣市字名蔵一三五六―一〇八―四

合同会社４ｈａｒｍｏｎｙ

代表清算人　島袋さつき

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年二月二十八日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都中央区銀座八丁目一二番五号峯田ビル三階

医療法人社団正和会

清算人　栗原　大典

解散公告（第一回）

当組合は、港区長の認可により令和八年四月二十二日解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地

飯倉三生マンション建替組合

代表清算人　坂本　修

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月二十二日集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

三重県津市小舟一〇八一番地八三

殿舟団地共用施設団地管理組合法人

清算人　野口　正樹

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年四月十二日開催の組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

福岡県築上郡築上町大字日奈古四六二番地四

農事組合法人日奈古もんじゅ営農組合

清算人　中川　哲実

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月二十四日長野県知事の認可を受け解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

長野県下伊那郡松川町生田二九三九番地二

部奈生産森林組合

清算人　林　克好

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

静岡市清水区興津中町一三六二番地の六

医療法人社団彰実会

清算人　多々良史子

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月五日開催の総会の決議により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

愛知県豊川市末広通二丁目二八番地

レインボー桜ヶ丘管理組合法人

清算人　鈴木　和功

解散公告（第三回）

当公社は、埼玉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

埼玉県蓮田市大字黒浜二七九九番地一

蓮田市土地開発公社

代表清算人　山口　京子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

千葉県市原市石川一〇七八番地

医療法人社団得心会

清算人　中村常太郎

清算人　宮崎　彰

清算人　三好　明徳

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

佐賀県佐賀市神野東四丁目一二番八号

医療法人浜崎整形外科

清算人　高屋三由貴

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

宮崎県西都市右松一丁目一一番

医療法人宇和田胃腸内科

清算人　宇和田　収

第１期決算公告

令和８年５月13日

東京都港区海岸一丁目２番20号
汐留ビルディング３階

Nexpring Health Japan株式会社

代表取締役
ジェームス・ディスティーブンス

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	541,322
	固定資産	60,138
	資産合計	**601,460**
負債及び純資産の部	流動負債	563,218
	株主資本	38,242
	資本金	10
	利益剰余金	38,232
	その他利益剰余金	38,232
	（うち当期純利益）	(38,232)
	負債・純資産合計	**601,460**

決　算　公　告

令和８年５月13日

大阪府八尾市山本町北三丁目１番28号
森田殖産株式会社
代表取締役　森田　規子

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	102	流動負債	9
固定資産	861	固定負債	331
		株主資本	622
		資本金	50
		資本剰余金	9
		資本準備金	9
		利益剰余金	567
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	563
		（うち当期純利益）	(7)
		自己株式	△ 4
資産合計	964	負債・純資産合計	964

第 47 期決算公告

令和８年５月13日　　大阪市淀川区西宮原２丁目１番３号
ＳＯＲＡ新大阪21・1401室

キンパイ商事株式会社
代表取締役会長　山本日出男

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,920,187	流動負債	2,074,747
固定資産	208,510	固定負債	72,752
有形固定資産	170,645	株主資本	4,022,223
無形固定資産	2,286	資本金	50,000
投資その他の資産	35,579	利益剰余金	3,972,223
繰延資産	40,326	利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	3,959,723
		（うち当期純利益）	(451,447)
		評価・換算差額等	△ 699
		その他有価証券評価差額金	△ 699
資産合計	6,169,023	負債・純資産合計	6,169,023

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年５月13日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①伊那木材株式会社　②東京都知事(5)81869　③代表取締役　田中秀和　④東京都新宿区北新宿１―12―12　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区北新宿１―12―12　伊那木材株式会社　代表取締役　田中秀和

①株式会社シーエーシー　②国土交通大臣(2)9659　③代表取締役　佐別當宏友　④東京都中央区日本橋箱崎町24番１号日本橋箱崎ビル15階　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区日本橋箱崎町24番１号　株式会社シーエーシー　代表取締役　佐別當宏友

①城ノ内不動産　②新潟県知事(3)第5043号　③関塚敏彦　④新潟県阿賀野市保田4784　⑤1000万円　⑥新潟県知事　⑦新潟県阿賀野市保田4784　城ノ内不動産　関塚敏彦

①株式会社ムラタ栄興　②京都府知事(8)9375　③代表取締役　西田吉宏　④京都府長岡京市天神二丁目26番10号　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都府長岡京市天神二丁目26番10号　株式会社ムラタ栄興　代表取締役　西田吉宏

①株式会社アクト・ファクトリー　②国土交通大臣(2)第9002号　③代表取締役　守岡充　④京都府京都市南区上鳥羽金仏町36　⑤1500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦京都府京都市南区上鳥羽金仏町36番地　株式会社アクト・ファクトリー　代表取締役　横山靖之

①有限会社ハーモニーライフ　②大阪府知事(7)42501　③取締役　井上真一　④大阪府大阪市天王寺区空堀町15番６号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市天王寺区空堀町15番６号　有限会社ハーモニーライフ　取締役　井上真一

第６期決算公告

令和８年５月13日
東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
丸の内トラストタワー本館20階
ユーピーディー・ジャパン株式会社
代表取締役　キム・ヒョンス

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	41,747,659
	資産合計	41,747,659
負債及び純資産の部	流動負債	841,636,646
	株主資本	△799,888,987
	資本金	109,850,000
	利益剰余金	△909,738,987
	その他利益剰余金	△909,738,987
	（うち当期純損失）	(109,982,108)
	負債・純資産合計	41,747,659

第２期決算公告

令和８年５月13日
東京都港区南青山２丁目２―15
ＷＩＮ青山531
ＨｉＳＲ株式会社
代表取締役　廣岡　伸治

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,970,776
	固定資産	1,563,986
	資産合計	4,534,762
負債及び純資産の部	流動負債	2,067,790
	負債合計	2,067,790
	株主資本	2,466,972
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	1,466,972
	その他利益剰余金	1,466,972
	（うち当期純利益）	(663,738)
	純資産合計	2,466,972
	負債・純資産合計	4,534,762

第９期決算公告

令和８年３月24日
千葉県我孫子市布施2373の２
新日本繊維株式会社
代表取締役　深澤　裕

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	470,182
	固定資産	187,603
	資産合計	657,785
負債及び純資産の部	流動負債	314,949
	固定負債	80,000
	株主資本	262,836
	資本金	100,000
	資本剰余金	564,124
	資本準備金	564,124
	利益剰余金	△401,287
	その他利益剰余金	△401,287
	（うち当期純損失）	(401,287)
	負債・純資産合計	657,785

第36期決算公告

令和８年５月13日
東京都板橋区成増三丁目12番１号
株式会社おもてなし
代表取締役　五反田　桂

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,274
	固定資産	64
	合計	26,338
負債及び純資産の部	流動負債	20,926
	株主資本	5,412
	資本金	16,000
	利益剰余金	△ 10,587
	その他利益剰余金	△ 10,587
	（うち当期純利益）	(2,838)
	合計	26,338

第11期決算公告

令和８年５月13日
東京都港区北青山二丁目５番８号
トリーバーチ・ジャパン株式会社
代表取締役　招　伊　敏

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,326,435
	固定資産	4,341,105
	資産合計	8,667,540
負債及び純資産の部	流動負債	5,753,149
	賞与引当金	87,928
	有給休暇引当金	49,993
	固定負債	260,926
	株主資本	2,653,465
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,553,465
	その他利益剰余金	2,553,465
	（うち当期純利益）	(277,659)
	負債・純資産合計	8,667,540

第５期決算公告

令和８年５月13日
東京都千代田区大手町一丁目６番１号
ユニテック株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	638,607
	固定資産	20,023
	資産合計	658,630
負債及び純資産の部	流動負債	629,882
	製品保証引当金	5,090
	固定負債	717
	株主資本	25,885
	資本金	175,000
	資本剰余金	165,000
	資本準備金	165,000
	利益剰余金	△314,114
	その他利益剰余金	△314,114
	（うち当期純損失）	(245,934)
	新株予約権	2,145
	負債・純資産合計	658,630

第４期決算公告

令和８年３月16日
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目１番地32
オモビオ・オトノモス・モビリティ株式会社
代表取締役　難波祐一郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	21,046
	固定資産	1,054
	合計	22,100
負債及び純資産の部	流動負債	14,399
	株主資本	7,701
	資本金	310
	利益剰余金	7,391
	その他利益剰余金	7,391
	（うち当期純利益）	（2,082）
	合計	22,100

第43期決算公告

令和８年５月13日
東京都豊島区南池袋二丁目９番３号サンビルディング５Ｆ
株式会社プロスパ
代表取締役社長　田沢　繁大

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	529,401
	固定資産	86,673
	資産合計	616,074
負債及び純資産の部	流動負債	134,516
	固定負債	40,232
	株主資本	441,324
	資本金	12,000
	利益剰余金	429,324
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	426,324
	（うち当期純利益）	（42,680）
	負債・純資産合計	616,074

第32期決算公告

2026年３月23日
東京都港区港南一丁目２番70号品川シーズンテラス
レンゴー・リバーウッド・パッケージング株式会社
代表取締役　井上貞登士

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	6,957
	固定資産	774
	合計	7,731
負債及び純資産の部	流動負債	6,127
	固定負債	495
	株主資本	1,108
	資本金	310
	利益剰余金	798
	利益準備金	77
	その他利益剰余金	721
	（うち当期純利益）	（336）
	合計	7,731

第３期決算公告

令和８年３月27日
福井県鯖江市下野田町27―46
株式会社ホプニック研究所
代表取締役　糸川　幸男

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	625,843
	固定資産	321,424
	合計	947,267
負債及び純資産の部	流動負債	84,217
	固定負債	350,000
	株主資本	513,050
	資本金	10,000
	資本剰余金	553,000
	資本準備金	553,000
	利益剰余金	△49,950
	その他利益剰余金	△49,950
	（うち当期純利益）	（△14,209）
	合計	947,267

第43期決算公告

令和８年５月13日
富山県富山市掛尾町626番地
ティ・エフ保険サービス株式会社
代表取締役社長　長谷　聡

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	55,092
	固定資産	2,891,907
	合計	2,946,999
負債及び純資産の部	流動負債	27,494
	固定負債	531,036
	株主資本	1,401,700
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,391,700
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,389,200
	（うち当期純利益）	（113,599）
	評価・換算差額等	986,770
	合計	2,946,999

第31期決算公告

令和８年５月13日
横浜市神奈川区守屋町三丁目９番13号ＴＶＰビルディング
日本シー・ティー・エス株式会社
代表取締役　ジェラルド・ウィリス

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	149,709
	固定資産	9,886
	合計	159,596
負債及び純資産の部	流動負債	20,569
	株主資本	139,026
	資本金	10,000
	利益剰余金	129,026
	その他利益剰余金	129,026
	（うち当期純利益）	（4,743）
	合計	159,596

第１期決算公告

令和８年５月13日
大阪市中央区本町四丁目２番12号
株式会社Ｓ
代表取締役　高間舘紘平

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,850
	資産合計	19,850
負債及び純資産の部	流動負債	51
	負債合計	51
	株主資本	19,798
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 201
	その他利益剰余金	△ 201
	（うち当期純損失）	（201）
	純資産合計	19,798
	負債・純資産合計	19,850

決算公告

令和８年５月13日
名古屋市中区丸の内一丁目17番19号
株式会社ＣＵＲＵＣＵＲＵ
代表取締役　時田由美子

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	198,324
	固定資産	98,680
	合計	297,005
負債及び純資産の部	流動負債	68,377
	固定負債	487,855
	株主資本	△ 259,227
	資本金	9,000
	利益剰余金	△ 268,227
	その他利益剰余金	△ 268,227
	（うち当期純損失）	（104,092）
	合計	297,005

第16期決算公告

令和８年５月13日
愛知県名古屋市昭和区東畑町２―39―１アークブレイン４Ｂ
株式会社ＺＥＲＯ
代表取締役　中谷　英人

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	266,290
	固定資産	348,666
	合計	614,956
負債及び純資産の部	流動負債	125,940
	固定負債	284,124
	株主資本	204,891
	資本金	4,000
	利益剰余金	200,891
	その他利益剰余金	200,891
	（うち当期純利益）	（32,603）
	合計	614,956

第７期決算公告

令和８年５月13日
広島市佐伯区八幡東二丁目２番２号
株式会社Ｎｉｓｕｌ
代表取締役　藤居　泰志

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	582,312
	固定資産	1,070,692
	合計	1,653,005
負債及び純資産の部	流動負債	456,809
	固定負債	924,616
	株主資本	271,580
	資本金	90,000
	利益剰余金	181,580
	その他利益剰余金	181,580
	（うち当期純利益）	（138,933）
	合計	1,653,005

第16期決算公告

令和８年５月13日
奈良県香芝市穴虫2826番地
東洋株式会社
代表取締役　坂本　栄子

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	513,083
	固定資産	231,882
	合計	744,966
負債及び純資産の部	流動負債	479,011
	固定負債	59,989
	株主資本	205,965
	資本金	3,000
	利益剰余金	202,965
	その他利益剰余金	202,965
	（うち当期純利益）	（6,325）
	合計	744,966

第45期決算公告

令和８年５月13日
奈良県御所市1363番地
ハイウッド株式会社
代表取締役　髙松　富博

貸借対照表の要旨（令和８年１月20日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	333
	固定資産	12,453
	合計	12,786
負債及び純資産の部	流動負債	5
	固定負債	3,231
	株主資本	1,901
	資本金	100
	資本剰余金	27
	（うち資本準備金）	（25）
	利益剰余金	1,774
	その他利益剰余金	1,774
	（うち当期純利益）	（48）
	評価・換算差額等	7,648
	合計	12,786

第 31 期 決 算 公 告

令和８年３月４日
沖縄県中頭郡西原町字小那覇1323番地
ＡＧＣ沖縄硝子建材株式会社
代表取締役　永松　徹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,881,592
	固定資産	104,997
	資産合計	**1,986,589**
負純資債及産のび部	流動負債	820,400
	固定負債	55,955
	株主資本	1,110,234
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,080,234
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,072,734
	（うち当期純利益）	(195,947)
	負債・純資産合計	**1,986,589**

第 2 期 決 算 公 告

令和８年５月13日
大分県別府市小倉町68番70号
ＯＮＳＯＨ株式会社
代表取締役　松村　暁祐

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	141,571
	合計	**141,571**
負純資債及産のび部	流動負債	161,132
	（うち前受金）	(160,000)
	株主資本	△19,560
	資本金	60,950
	資本剰余金	59,950
	資本準備金	59,950
	利益剰余金	△140,460
	その他利益剰余金	△140,460
	（うち当期純損失）	(43,384)
	合計	**141,571**

第 35 期決算公告　令和８年３月31日

大分県宇佐市大字和気111番地
マレリ九州株式会社
代表取締役社長　永田　健視

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	12,465
	固定資産	6,987
	資産合計	**19,452**
負純資債及産のび部	流動負債	9,707
	固定負債	50
	株主資本	9,695
	資本金	90
	資本剰余金	6,594
	資本準備金	6,284
	その他資本剰余金	310
	利益剰余金	3,011
	その他利益剰余金	3,011
	（うち当期純利益）	(1,809)
	負債・純資産合計	**19,452**

第 18 期決算公告　令和８年５月13日

東京都千代田区大手町一丁目４番２号
ＳＡＰ－Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　成田　鉄平

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	47,197
	固定資産	1,684,399
	合計	**1,731,596**
負純資債及産のび部	流動負債	950
	固定負債	731,071
	株主資本	999,574
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,810,000
	資本準備金	1,810,000
	利益剰余金	△820,425
	その他利益剰余金	△820,425
	（うち当期純利益）	(56,873)
	合計	**1,731,596**

第 38 期 決 算 公 告

令和８年５月13日
埼玉県日高市猿田289番地の１
株式会社ＪＭＴ
代表取締役社長　文　　点柱

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,294,257
	固定資産	472,157
	合計	**1,766,414**
負純資債及産のび部	流動負債	346,826
	固定負債	430,695
	株主資本	988,893
	資本金	50,000
	利益剰余金	938,893
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	926,393
	（うち当期純利益）	(143,756)
	合計	**1,766,414**

第 48 期決算公告　令和８年５月13日

岩手県盛岡市大通三丁目３番18号
株式会社ホテル東日本
代表取締役　代田　量一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	303,664
	固定資産	18,322
	資産合計	**321,986**
負純資債及産のび部	流動負債	335,323
	固定負債	4,492
	株主資本	△17,829
	資本金	2,400
	資本剰余金	159,144
	資本準備金	600
	その他資本剰余金	158,544
	利益剰余金	△179,373
	その他利益剰余金	△179,373
	（うち当期純損失）	(3,324)
	負債・純資産合計	**321,986**

第 11 期 決 算 公 告

令和８年５月13日
東京都港区六本木六丁目10番１号
ＥＮＧＡＷＡ株式会社
代表取締役　牛山　隆信

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	529,328
	固定資産	86,283
	資産合計	**615,611**
負純資債及産のび部	流動負債	490,255
	固定負債	52,278
	株主資本	73,077
	資本金	99,900
	利益剰余金	△26,822
	その他利益剰余金	△26,822
	（うち当期純損失）	(26,822)
	負債・純資産合計	**615,611**

第 23 期決算公告　令和８年３月24日

東京都千代田区大手町一丁目７番２号
東京サンケイビル
株式会社ＩＰＤジャパン
代表取締役　寺澤　亮也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	95,148,976
	固定資産	58,191
	資産合計	**95,207,167**
負純資債及産のび部	流動負債	55,035,489
	株主資本	40,171,678
	資本金	37,500,000
	資本剰余金	27,500,000
	資本準備金	27,500,000
	利益剰余金	△24,828,322
	その他利益剰余金	△24,828,322
	（うち当期純利益）	(1,027,627)
	負債・純資産合計	**95,207,167**

第14期決算公告（修正）

令和８年５月13日
東京都新宿区新宿一丁目17－６
株式会社東京みらい不動産
代表取締役　大塚　文彦

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	966,078
	固定資産	367,817
	資産合計	**1,333,895**
負純資債及産のび部	流動負債	587,190
	固定負債	319,497
	株主資本	427,207
	資本金	70,000
	利益剰余金	357,207
	その他利益剰余金	357,207
	（うち当期純利益）	(86,488)
	負債・純資産合計	**1,333,895**

第２期決算公告　令和８年３月26日

東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
神谷町トラストタワー23Ｆ
MAF Japan株式会社
代表取締役　渡辺　　哲

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	32,270,960
	資産合計	**32,270,960**
負純資債及産のび部	流動負債	17,161,394
	株主資本	15,109,566
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	10,109,566
	その他利益剰余金	10,109,566
	（うち当期純利益）	(10,072,566)
	負債・純資産合計	**32,270,960**

第 49 期決算公告　令和８年５月13日

東京都千代田区大手町一丁目５番１号
ＪＬＬ森井鑑定株式会社
代表取締役　永野　　誠

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,217,725
	固定資産	603,873
	資産合計	**2,821,598**
負純資債及産のび部	流動負債	658,577
	賞与引当金	211,164
	固定負債	66,432
	株主資本	2,096,589
	資本金	25,000
	利益剰余金	2,071,589
	利益準備金	6,250
	その他利益剰余金	2,065,339
	（うち当期純利益）	(578,869)
	負債・純資産合計	**2,821,598**

第 24 期決算公告　令和８年５月13日

東京都千代田区紀尾井町１番３号
ＪＬＬリテールマネジメント株式会社
代表取締役　飯尾　太一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,665,442
	固定資産	52,833
	資産合計	**2,718,275**
負純資債及産のび部	流動負債	1,201,477
	賞与引当金	125,661
	株主資本	1,516,798
	資本金	50,000
	資本剰余金	21,584
	その他資本剰余金	21,584
	利益剰余金	1,445,214
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,432,714
	（うち当期純利益）	(204,793)
	負債・純資産合計	**2,718,275**

第14期決算公告

令和８年５月13日
東京都港区六本木三丁目４番21号
Ｈ２Ｌ株式会社
代表取締役　玉城　絵美

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	183,889
	固定資産	18,965
	有形固定資産	16,580
	投資その他の資産	2,384
	資産合計	**202,854**
負純資産債及の部	流動負債	119,742
	固定負債	39,965
	株主資本	43,146
	資本金	396,005
	資本剰余金	390,705
	繰越利益余剰金	△743,563
	（うち当期純損失）	（141,967）
	負債・純資産合計	**202,854**

第５期決算公告

令和８年３月30日
東京都千代田区丸の内２－１－１
株式会社ICMG Partners
代表取締役　瀬川　勲

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	161,750
	固定資産	905
	資産合計	**162,655**
負純資産債及の部	流動負債	96,289
	（うち賞与引当金）	(2,000)
	株主資本	66,365
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	61,365
	その他利益剰余金	61,365
	（うち当期純利益）	(15,106)
	負債・純資産合計	**162,655**

第３期決算公告

令和８年３月30日
東京都千代田区丸の内２－１－１
株式会社ICMG Digital
代表取締役　和田　宏行

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	181,573
	固定資産	5,643
	資産合計	**187,216**
負純資産債及の部	流動負債	23,575
	（うち賞与引当金）	(1,600)
	株主資本	163,641
	資本金	10,000
	利益剰余金	153,641
	その他利益剰余金	153,641
	（うち当期純利益）	(14,954)
	負債・純資産合計	**187,216**

第七十五回定時株主総会招集のお知らせ

令和八年五月二十日（水）午後二時より東京都渋谷区笹塚一丁目六二番二号、東日本交通株式会社会議室において、当社の第七十五回定時株主総会を開催し、左記事項を付議いたしますから御出席下さいますようお知らせいたします。

令和八年五月十三日
東京都渋谷区笹塚一丁目六二番二号
東日本交通株式会社
代表取締役社長　榎元　正人

株主各位

会議の目的たる事項
第一号議案　第七十五期（自令和七年四月一日至令和八年三月三十一日）事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表承認の件
第二号議案　剰余金についてのその他の処分に関する件
第三号議案　その他

第75期決算公告

令和８年５月13日
大阪市生野区生野東二丁目５番３号
株式会社大都
代表取締役　山田　岳人

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,323,127	流動負債	1,106,083
固定資産	110,054	賞与引当金	7,154
		固定負債	176,291
		株主資本	150,807
		資本金	51,210
		資本剰余金	87,867
		資本準備金	51,210
		その他資本剰余金	36,657
		利益剰余金	11,730
		その他利益剰余金	11,730
		（うち当期純利益）	(51,783)
資産合計	1,433,181	負債・純資産合計	1,433,181

第４期決算公告

令和８年５月13日
東京都港区虎ノ門二丁目３番17号
ランゲン合同会社
職務執行者　佐々木　伸

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,322,515	流動負債	669,912
固定資産	459,979	賞与引当金	42,136
投資その他資産	24,496	固定負債	166,987
		退職給付引当金	12,020
		社員資本	970,091
		資本金	75,000
		資本剰余金	857,846
		その他資本剰余金	857,846
		利益剰余金	37,245
		その他利益剰余金	37,245
		（うち当期純利益）	(62,579)
資産合計	1,806,990	負債・純資産合計	1,806,990

決　算　公　告

令和８年５月13日
東京都中央区日本橋小舟町８番６号
Ｈ１０日本橋小舟町
Syniverse Technologies株式会社
代表取締役　山口　裕市

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	263,658	流動負債	187,185
固定資産	100,536	有給休暇引当金	2,237
		株主資本	177,009
		資本金	40,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	117,009
		その他利益剰余金	117,009
		（うち当期純利益）	(41,799)
		評価・換算差額等	0
		為替換算調整勘定	0
資産合計	364,195	負債・純資産合計	364,195

第13期決算公告

令和８年５月13日
東京都港区六本木一丁目４番５号
アークヒルズサウスタワー６階
ロベコ・ジャパン株式会社
代表取締役　古庄　浩朗

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,459,238	流動負債	714,112
固定資産	106,316	固定負債	47,223
繰延資産	55,866	株主資本	860,085
		資本金	200,000
		資本剰余金	199,950
		資本準備金	199,950
		利益剰余金	460,135
		その他利益剰余金	460,135
		（うち当期純利益）	(57,242)
資産合計	1,621,420	負債・純資産合計	1,621,420

第18期決算公告

令和８年３月30日
東京都中央区銀座三丁目４－18
ソプラ銀座株式会社
代表取締役　須田　哲崇

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	77,322	流動負債	128,636
固定資産	167,435	固定負債	52,034
		負債合計	180,670
		株主資本	64,086
		資本金	15,000
		資本剰余金	85,000
		資本準備金	85,000
		利益剰余金	△35,913
		その他利益剰余金	△35,913
		（うち当期純損失）	(67,856)
		純資産合計	64,086
資産合計	244,757	負債・純資産合計	244,757

第６期決算公告

令和８年５月13日
東京都江東区古石場２―11―７―1223号室
株式会社オフィスアスカ
代表取締役　飛鳥真一郎

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	16,527,252
	固定資産	18,729,205
	資産合計	**35,256,457**
負純資産及び債部	流動負債	18,921,325
	固定負債	37,083,139
	負債合計	**56,004,464**
	株主資本	△20,748,007
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△21,748,007
	その他利益剰余金	△21,748,007
	（うち当期純損失）	（17,495,503）
	純資産合計	**△20,748,007**
	負債・純資産合計	**35,256,457**

第２期決算公告

令和８年５月13日
東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー2603
Digital Iron特定目的会社
取締役　東　義之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産の部		流動負債	7,111
固定資産	3,950,732	**負債合計**	**7,111**
特定資産合計	**3,950,732**	社員資本	3,991,578
その他の資産の部		特定資本金	100
流動資産	47,957	優先資本金	4,023,000
		剰余金	△31,521
		当期未処理損失	31,521
その他の資産合計	**47,957**	**純資産合計**	**3,991,578**
資産合計	**3,998,689**	**負債・純資産合計**	**3,998,689**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	0
営業費用	24,375
営業損失金額	24,375
営業外収益	323
税引前当期純損失金額	24,051
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失金額	25,001
前期繰越損失	6,519
当期未処理損失	31,521

第28期決算公告

令和８年５月13日
東京都渋谷区神宮前１丁目５番８号
神宮前タワービル14階
ゲッティイメージズジャパン株式会社
代表取締役　ナターシャ・ギャレース

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	126,582
	固定資産	9,291
	資産合計	**135,873**
負純資産及び債部	流動負債	143,370
	（うち有給休暇引当金）	（25,634）
	固定負債	102,743
	株主資本	△110,240
	資本金	10,000
	利益剰余金	△120,240
	その他利益剰余金	△120,240
	（うち当期純利益）	（52,786）
	負債・純資産合計	**135,873**

第26期決算公告

令和８年３月16日
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目１番地32
オモビオ株式会社
代表取締役　難波祐一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	78,251	流動負債	32,299
固定資産	4,557	（賞与引当金）	（1,061）
		（製品保証引当金）	（185）
		固定負債	590
		株主資本	49,920
		資本金	5,300
		資本剰余金	300
		資本準備金	300
		利益剰余金	44,319
		利益準備金	1,025
		その他利益剰余金	43,294
資産合計	**82,809**	**負債・純資産合計**	**82,809**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	84,742
売上原価	75,497
売上総利益	9,244
販売費及び一般管理費	6,328
営業利益	2,916
営業外収益	3,150
営業外費用	246
経常利益	5,820
税引前当期純利益	5,820
法人税、住民税及び事業税	1,616
法人税等調整額	△63
当期純利益	4,267

第23期決算公告

令和８年５月13日
東京都中央区入船一丁目８番２号
住友入船２号館
株式会社イトーキシェアードバリュー
代表取締役　小野寺重人

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	368,827
	固定資産	295,551
	資産合計	**664,379**
負純資産及び債部	流動負債	163,562
	賞与引当金	1,407
	株主資本	500,817
	資本金	50,000
	利益剰余金	450,817
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	438,317
	（うち当期純利益）	（32,153）
	負債・純資産合計	**664,379**

第26期決算公告

令和８年３月31日
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目１番地32
オモビオ・ジャパン株式会社
代表取締役　難波祐一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	28,446	流動負債	20,609
固定資産	114	固定負債	17
		株主資本	7,933
		資本金	490
		資本剰余金	40
		資本準備金	40
		利益剰余金	7,403
		その他利益剰余金	7,403
資産合計	**28,560**	**負債・純資産合計**	**28,560**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	33,141
営業費用	31,982
営業利益	1,159
営業外収益	1,111
営業外費用	517
経常利益	1,753
特別利益	0
特別損失	358
税引前当期純利益	1,395
法人税、住民税及び事業税	889
法人税等調整額	0
当期純利益	507

第５期決算公告

令和８年５月13日
東京都中央区日本橋堀留町一丁目７番４―904号
ＰＨコンサルティング株式会社
代表取締役　諸岡　健雄

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	121,119
	固定資産	24,320
	資産合計	**145,440**
負純資産及び債部	流動負債	39,954
	固定負債	37,985
	株主資本	67,499
	資本金	1,000
	利益剰余金	66,499
	その他利益剰余金	66,499
	（うち当期純利益）	（10,592）
	負債・純資産合計	**145,440**

第11期決算公告

令和８年５月13日
東京都中央区銀座一丁目７番７号
東京厲家菜株式会社
代表取締役　厲　愛茵

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,339
	固定資産	57,486
	繰延資産	8,118
	資産合計	**82,943**
負純資産及び債部	流動負債	333,741
	株主資本	△250,797
	資本金	100,000
	資本剰余金	92,000
	資本準備金	92,000
	利益剰余金	△442,797
	その他利益剰余金	△442,797
	（うち当期純損失）	（45,519）
	負債・純資産合計	**82,943**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円、資本準備金の額を九千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十三日
東京都中央区銀座一丁目七番七号
東京厲家菜株式会社
代表取締役　厲　愛茵

第36期決算公告

令和８年５月13日
東京都新宿区新宿五丁目９番24号
株式会社味利香
代表取締役　伊藤　孝之

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,777
	固定資産	60,000
	繰延資産	2,640
	資産合計	69,417
負債及び純資産の部	流動負債	6,285
	固定負債	10,000
	株主資本	53,131
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,131
	その他利益剰余金	3,131
	（うち当期純損失）	(335)
	負債・純資産合計	69,417

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

なお、減少する四千五百万円は、資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十三日
東京都新宿区新宿五丁目九番二四号
株式会社味利香
代表取締役　伊藤　孝之

第12期決算公告

令和８年５月13日
東京都渋谷区道玄坂一丁目10番５号
株式会社ＭｅｄｉＢａｎｇ
代表取締役　高島　秀行

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	782,258
	固定資産	84,920
	合計	867,179
負債及び純資産の部	流動負債	169,695
	固定負債	435,000
	株主資本	262,483
	資本金	100,000
	資本剰余金	523,300
	資本準備金	523,300
	利益剰余金	△360,816
	その他利益剰余金	△360,816
	（うち当期純利益）	(164,794)
	合計	867,179

第65期決算公告

令和８年５月13日
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字流川５番地
大河内金属工業株式会社
代表取締役　大河内信博

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	282,394
	固定資産	267,181
	合計	549,576
負債及び純資産の部	流動負債	475,337
	固定負債	324,476
	株主資本	△250,237
	資本金	37,200
	利益剰余金	△287,437
	利益準備金	5,733
	その他利益剰余金	△293,170
	（うち当期純損失）	(19,947)
	合計	549,576

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百二十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十三日
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字流川五番地
大河内金属工業株式会社
代表取締役　大河内信博

第４期決算公告

令和８年５月13日
東京都港区芝大門二丁目５番５号
株式会社ＪＭＤＣデジタル
代表取締役　松島　陽介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,855
	合計	4,855
負債及び純資産の部	流動負債	30,135
	株主資本	△25,280
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△35,280
	その他利益剰余金	△35,280
	（うち当期純損失）	(919)
	合計	4,855

第26期決算公告

令和８年５月13日
名古屋市中村区名駅三丁目11番21号
スマイシアホールディング株式会社
代表取締役　久保川議道

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	64,052
	固定資産	521,306
	合計	585,359
負債及び純資産の部	流動負債	4,722
	株主資本	580,636
	資本金	10,000
	資本剰余金	326,895
	資本準備金	326,895
	利益剰余金	243,740
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	241,240
	（うち当期純利益）	(7,906)
	合計	585,359

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億二千六百八十九万五千六百九十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十三日
名古屋市中村区名駅三丁目一一番二一号
スマイシアホールディング株式会社
代表取締役　久保川議道

第27期決算公告

令和８年４月24日
東京都新宿区市谷台町22―１
株式会社東京ブックランド
代表取締役　楠本　忍

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	186,325
	固定資産	7,392
	合計	193,718
負債及び純資産の部	流動負債	86,646
	固定負債	4,969
	株主資本	102,102
	資本金	10,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	139,326
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	130,326
	（うち当期純利益）	(19,925)
	自己株式	△147,224
	合計	193,718

第50期決算公告

令和８年５月13日
岡山市東区目黒町659番地の１
株式会社日本緑道
代表取締役　友清　修治

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	79,486
	固定資産	25,413
	合計	104,899
負債及び純資産の部	流動負債	14,059
	固定負債	10,500
	株主資本	80,340
	資本金	40,000
	利益剰余金	40,340
	利益準備金	5,165
	その他利益剰余金	35,175
	（うち当期純利益）	(15,088)
	合計	104,899

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十三日
岡山市東区目黒町六五九番地の一
株式会社日本緑道
代表取締役　友清　修治

第８期決算公告

令和８年５月13日
東京都港区六本木一丁目６番１号
泉ガーデンタワー37階
ボールドライト株式会社
代表取締役　宮本　章弘

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	434,935
	固定資産	191,042
	合計	625,978
負債及び純資産の部	流動負債	116,941
	株主資本	509,036
	資本金	10,000
	利益剰余金	509,395
	その他利益剰余金	509,395
	（うち当期純利益）	(159,154)
	自己株式	△10,358
	合計	625,978

準備金の額の減少公告

当社は、株式会社グッドワンライズとの令和八年四月一日付け株式交換により増加した資本準備金の額の全額について、減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十三日

沖縄県うるま市石川一丁目四〇番一号
株式会社グッドワンホールディングス
代表取締役　石川　真吾

第３期決算公告

令和８年５月13日
沖縄県うるま市石川一丁目40番１号
株式会社グッドワンホールディングス
代表取締役　石川　真吾

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	15,333,626
	固定資産	631,127,973
	合計	646,461,599
負純資債及産びの部	流動負債	22,003,570
	固定負債	599,054,000
	株主資本	25,404,029
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	37,299,879
	その他資本剰余金	37,299,879
	利益剰余金	△21,895,850
	繰越利益剰余金	△21,895,850
	（うち当期純利益）	(3,872,474)
	合計	646,461,599

第19期決算公告

令和８年５月13日
東京都港区六本木六丁目２番31号
株式会社琉球ホテルリゾート八重山
代表取締役　齋藤　勇一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	271,282
	固定資産	68,556
	資産合計	339,839
負純資債及産びの部	流動負債	291,949
	固定負債	124,817
	退職給付引当金	64,784
	株主資本	△76,927
	資本金	87,500
	資本剰余金	236,319
	資本準備金	236,319
	利益剰余金	△400,747
	その他利益剰余金	△400,747
	（うち当期純損失）	(28,530)
	負債・純資産合計	339,839

第20期決算公告

令和８年５月13日
東京都港区六本木六丁目２番31号
株式会社
ナクアホテル＆リゾーツマネジメント
代表取締役　代田　量一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	590,894
	固定資産	72,364
	資産合計	663,259
負純資債及産びの部	流動負債	504,589
	固定負債	540
	株主資本	158,129
	資本金	10,000
	利益剰余金	150,629
	その他利益剰余金	150,629
	（うち当期純損失）	(2,148)
	自己株式	△2,500
	負債・純資産合計	663,259

第５期決算公告

令和８年３月27日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
日本橋一丁目ビルディング
特定目的会社ワイ・スパ
取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	1,731,559	流動負債	3,890
固定資産	1,731,559	負債合計	3,890
その他資産	207,516	社員資本	1,935,185
流動資産	204,883	特定資本金	100
繰延資産	2,633	優先資本金	2,000,000
		剰余金	△64,914
		当期未処理損失	64,914
		純資産合計	1,935,185
資産合計	1,939,075	負債・純資産合計	1,939,075

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	14,404
営業損失	14,404
営業外収益	298
営業外費用	491
経常損失	14,597
税引前当期純損失	14,597
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	15,547

第６期決算公告

令和８年５月13日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
LOGOS Japan株式会社
代表取締役　スチュアート・ギブソン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,263
	合計	2,263
負純資債及産びの部	流動負債	131,771
	株主資本	△129,507
	資本金	68,562
	資本剰余金	67,562
	資本準備金	67,562
	利益剰余金	△265,632
	その他利益剰余金	△265,632
	（うち当期純損失）	(3,728)
	合計	2,263

第３期決算公告

令和８年５月13日
東京都千代田区霞が関３丁目２番５号
Ｊｉｎｇｕｍａｅ123特定目的会社
取締役　**鄭**　武壽

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	12,188,334	流動負債	107,992
その他の資産	1,342,730	固定負債	8,156,006
流動資産	1,137,372	負債合計	8,263,999
固定資産	199,215	社員資本	5,267,065
繰延資産	6,142	特定資本金	100
		優先資本金	5,316,914
		剰余金	△49,948
		当期未処理損失	49,948
		純資産合計	5,267,065
資産合計	13,531,065	負債・純資産合計	13,531,065

損益計算書の要旨
（自　令和７年８月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	136,841
営業費用	165,261
営業損失	28,419
営業外収益	2,883
経常損失	25,535
税引前当期純損失	25,535
法人税、住民税及び事業税	930
当期純損失	26,466

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千二百五十五万五千八百五十円、資本準備金の額を千三百七十一万二百二十一円減少し、それぞれ五千万円、二億二千八百八十四万五千六百二十八円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十三日

東京都港区南青山三丁目一五番九号Ｍ
ＩＮＯＷＡ表参道三Ｆ
株式会社アンチパターン
代表取締役　小笹　佑京

第６期決算公告

令和８年５月13日
東京都港区南青山三丁目15番９号
ＭＩＮＯＷＡ表参道３Ｆ
株式会社アンチパターン
代表取締役　小笹　佑京

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	127,552	流動負債	83,165
固定資産	136,038	固定負債	34,788
繰延資産	63,162	株主資本	208,799
		資本金	257,532
		資本剰余金	207,532
		資本準備金	207,532
		利益剰余金	△256,266
		その他利益剰余金	△256,266
		（うち当期純損失）	(192,319)
資産合計	326,752	負債・純資産合計	326,752

会社設立のお知らせ

令和八年四月三日神戸地方法務局にて設立登記を完了し合同会社Ｄｕｐｒａｓｓがここに発足しましたので、お知らせします。

令和八年五月十三日

宝塚市すみれガ丘三丁目三番二―二一八
合同会社Ｄｕｐｒａｓｓ
代表社員　池田　幸輔

第１期決算公告

令和８年５月13日

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

名古屋ファルコン特定目的会社

取締役　鄭　　武壽

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	5,923,833	流動負債	475,298
その他の資産	726,639	固定負債	3,600,000
流動資産	717,578	**負債合計**	**4,075,298**
固定資産	5,167	社員資本	2,575,174
繰延資産	3,893	特定資本金	100
		優先資本金	2,656,600
		剰余金	△81,525
		当期未処理損失	81,525
		純資産合計	**2,575,174**
資産合計	**6,650,472**	**負債・純資産合計**	**6,650,472**

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月27日　至　令和７年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	182,716
営業費用	263,514
営業損失	80,797
営業外収益	168
経常損失	80,628
税引前当期純損失	80,628
法人税、住民税及び事業税	896
当期純損失	81,525

第11期決算公告

令和８年５月13日

新潟市中央区南出来島一丁目10番21号

株式会社ＳＦＣホールディングス

代表取締役　苅部　宣輔

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	15,511
	固定資産	321,011
	合計	**336,523**
負債及び純資産の部	流動負債	29,512
	固定負債	2,400
	株主資本	304,611
	資本金	83,808
	利益剰余金	220,803
	利益準備金	2,368
	その他利益剰余金	218,434
	（うち当期純利益）	（52,466）
	合計	**336,523**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十三日

東京都墨田区江東橋二丁目一四番七号

（甲）日本エクサシステム株式会社

代表取締役　佐々木正博

千葉県船橋市行田一丁目四四番一一一

三〇一号

（乙）株式会社ルナテクス

代表取締役　青山顕二郎

第19期決算公告

令和８年５月13日

千葉県船橋市行田一丁目44番11―301号

株式会社ルナテクス

代表取締役　青山顕二郎

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	60,332
	固定資産	437
	資産合計	**60,769**
負債及び純資産の部	流動負債	11,703
	株主資本	49,065
	資本金	1,000
	利益剰余金	48,065
	その他利益剰余金	48,065
	（うち当期純利益）	（13,374）
	負債・純資産合計	**60,769**

第36期決算公告

令和８年５月13日

東京都墨田区江東橋二丁目14番７号

日本エクサシステム株式会社

代表取締役　佐々木正博

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	381,343
	固定資産	94,998
	繰延資産	1,375
	資産合計	**477,716**
負債及び純資産の部	流動負債	177,799
	固定負債	300
	株主資本	299,616
	資本金	10,000
	利益剰余金	289,616
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	287,116
	（うち当期純利益）	（74,773）
	負債・純資産合計	**477,716**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十三日

静岡県沼津市高沢町一番三―五〇三号

（甲）株式会社フォーカス

代表取締役　二口　秀実

静岡県沼津市高沢町一番三―五〇三号

（乙）株式会社バンブーアセット

代表取締役　二口　秀実

第10期決算公告

令和８年５月13日

静岡県沼津市高沢町１番３―503号

株式会社バンブーアセット

代表取締役　二口　秀実

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	7,383
	固定資産	433,071
	繰延資産	2,904
	合計	**443,359**
負債及び純資産の部	流動負債	1,640
	固定負債	430,939
	株主資本	10,779
	資本準備金	△77,445
	利益剰余金	88,225
	その他利益剰余金	88,225
	（うち当期純利益）	（6,018）
	合計	**443,359**

第８期決算公告

令和８年５月13日

静岡県沼津市高沢町１番３―503号

株式会社フォーカス

代表取締役　二口　秀実

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	141,739
	固定資産	2,241,918
	合計	**2,383,657**
負債及び純資産の部	流動負債	25,229
	固定負債	2,277,115
	株主資本	81,312
	資本金	99,000
	利益剰余金	△17,687
	（うち当期純損失）	（36,727）
	合計	**2,383,657**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和八年五月十三日

愛媛県松山市平和通四丁目三番地九

（甲）愛媛建物株式会社

代表取締役　清家　剛

愛媛県松山市平和通四丁目三番地九

（乙）株式会社中古住宅情報センター

代表取締役　清家　剛

第14期決算公告

令和８年５月13日

愛媛県松山市平和通四丁目３番地９

株式会社中古住宅情報センター

代表取締役　清家　剛

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,942
	固定資産	600
	繰延資産	307
	合計	**15,849**
負債及び純資産の部	流動負債	85
	固定負債	10,000
	株主資本	5,763
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,236
	その他利益剰余金	△4,236
	（うち当期純利益）	（43）
	合計	**15,849**

第49期決算公告

令和８年５月13日

愛媛県松山市平和通四丁目３番地９

愛媛建物株式会社

代表取締役　清家　剛

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,193,459
	固定資産	1,088,790
	繰延資産	1,586
	合計	**2,283,837**
負債及び純資産の部	流動負債	153,890
	固定負債	1,527,215
	株主資本	602,731
	資本金	50,000
	利益剰余金	572,731
	利益準備金	11,979
	その他利益剰余金	560,752
	（うち当期純利益）	（14,856）
	自己株式	△20,000
	合計	**2,283,837**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十三日

札幌市手稲区曙二条五丁目一番六〇号
（甲）綜合パッケージ株式会社
代表取締役　山川　泰司

札幌市西区八軒一条東五丁目三番四号
（乙）佐藤包装紙器株式会社
代表取締役　山川　泰司

第65期決算公告　令和８年５月13日

札幌市西区八軒一条東五丁目３番４号
佐藤包装紙器株式会社
代表取締役　山川　泰司

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	523,787
	固定資産	756,265
	合計	1,280,052
負純資債及産びの部	流動負債	186,970
	固定負債	324,640
	株主資本	768,441
	資本金	20,000
	利益剰余金	748,441
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	743,441
	（うち当期純利益）	(23,300)
	合計	1,280,052

第60期決算公告　令和８年５月13日

札幌市手稲区曙二条五丁目１番60号
綜合パッケージ株式会社
代表取締役　山川　泰司

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,418,066
	固定資産	891,128
	合計	3,309,194
負純資債及産びの部	流動負債	837,325
	株主資本	2,471,868
	資本金	48,000
	資本剰余金	20,049
	資本準備金	159
	その他資本剰余金	19,890
	利益剰余金	2,403,818
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	2,391,818
	（うち当期純利益）	(17,880)
	合計	3,309,194

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十三日

兵庫県加西市網引町二〇〇一番地三九
（甲）株式会社ＨＥＲ
代表取締役　芝本　忠雄

熊本市中央区神水一丁目三―七
（乙）株式会社熊本環境リサーチ
代表取締役　芝本　忠雄

第９期決算公告　令和８年５月13日

熊本市中央区神水一丁目３―７
株式会社熊本環境リサーチ
代表取締役　芝本　忠雄

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,536
	固定資産	12,176
	合計	15,712
負純資債及産びの部	流動負債	20,200
	固定負債	34,453
	株主資本	△38,940
	資本金	10,000
	利益剰余金	△48,940
	その他利益剰余金	△48,940
	（うち当期純利益）	(664)
	合計	15,712

第33期決算公告　令和８年５月13日

兵庫県加西市網引町2001番地39
株式会社ＨＥＲ
代表取締役　芝本　忠雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	470,163
	固定資産	611,136
	合計	1,081,300
負純資債及産びの部	流動負債	512,275
	固定負債	324,548
	株主資本	244,476
	資本金	100,000
	資本剰余金	51,500
	資本準備金	50,000
	その他資本剰余金	1,500
	利益剰余金	92,976
	その他利益剰余金	92,976
	（うち当期純利益）	(2,392)
	合計	1,081,300

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十三日

宮崎県都城市高城町穂満坊七五〇番地
（甲）益山商工株式会社
代表取締役　益山　純一

宮崎県都城市高城町穂満坊七五〇番地
（乙）益山化成株式会社
代表取締役　益山　純一

決　算　公　告

令和８年５月13日

宮崎県都城市高城町穂満坊750番地
益山化成株式会社
代表取締役　益山　純一

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,561
	固定資産	2,188
	資産合計	21,750
負純資債及産びの部	流動負債	29,639
	株主資本	△7,889
	資本金	10,000
	利益剰余金	△17,889
	その他利益剰余金	△17,889
	（うち当期純損失）	(7,968)
	負債・純資産合計	21,750

決　算　公　告

令和８年５月13日

宮崎県都城市高城町穂満坊750番地
益山商工株式会社
代表取締役　益山　純一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,142,801
	固定資産	1,077,128
	資産合計	2,219,929
負純資債及産びの部	流動負債	1,523,124
	固定負債	398,855
	株主資本	297,950
	資本金	24,000
	利益剰余金	273,950
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	267,950
	（うち当期純利益）	(18,061)
	負債・純資産合計	2,219,929

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千六百万円減少し二十五億七千三百十一万八千五百四十七円とし、発行済優先出資総口数二十五億九千九百十一万八千五百四十七口のうち二千六百口を一口につき金一円をもって有償消却し、消却に要する金額を二千六百万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年六月十五日であり、社員総会の決議は令和八年四月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十三日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
ムラリスＭＦ特定目的会社
取締役　田中　雅勝

第　５　期　決　算　公　告

令和８年５月13日

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
ムラリスＭＦ特定目的会社
取締役　田中　雅勝

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	6,592,467	流動負債	4,136,492
投資その他の資産	6,592,467	負債合計	4,136,492
その他の資産	170,849	社員資本	2,626,824
流動資産	170,143	特定資本金	100
繰延資産	706	優先資本金	2,599,118
		剰余金	27,606
		当期未処分利益	27,606
		純資産合計	2,626,824
資産合計	6,763,316	負債・純資産合計	6,763,316

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	95,351
営業費用	59,693
営業損益	35,658
営業外収益	133
営業外費用	6,800
経常利益	28,991
税引前当期純利益	28,991
法人税、住民税及び事業税	1,385
当期純利益	27,606
当期未処分利益	27,606

第 19 期 決 算 公 告

令和８年５月13日　東京都港区六本木六丁目２番31号
アイランド株式会社
代表取締役　代田　量一

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	504,527	流動負債	736,516
固定資産	191,563	固定負債	37,402
		退職給付引当金	36,512
		株主資本	△77,829
		資本金	75,100
		資本剰余金	430,412
		資本準備金	270,005
		その他資本剰余金	160,407
		利益剰余金	△583,341
		その他利益剰余金	△583,341
		（うち当期純損失）	（97,666）
資産合計	696,090	負債・純資産合計	696,090

第 27 期 決 算 公 告

令和８年５月13日　東京都港区六本木六丁目10番１号
アイコニア・ホスピタリティ株式会社
代表取締役　代田　量一

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,066,608	流動負債	11,742,279
固定資産	3,319,952	固定負債	2,975,477
		株主資本	3,668,804
		資本金	100,000
		資本剰余金	3,129,824
		資本準備金	629,824
		その他資本剰余金	2,500,000
		利益剰余金	2,938,979
		利益準備金	5,764
		その他利益剰余金	2,933,215
		（うち当期純利益）	（728,785）
		自己株式	△2,500,000
資産合計	18,386,561	負債・純資産合計	18,386,561

第 33 期 決 算 公 告

令和８年４月24日　富山市二口町四丁目７番地の14
株式会社ＯＳＣＡＲホールディングス
代表取締役　藤谷弦一郎

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	639,335	流動負債	75,392
固定資産	1,110,926	固定負債	381,415
有形固定資産	168,323	株主資本	1,135,589
無形固定資産	1,523	資本金	100,000
投資その他の資産	941,079	資本剰余金	720,980
		利益剰余金	961,049
		利益準備金	118,767
		その他利益剰余金	842,282
		（うち当期純利益）	（71,038）
		自己株式	△646,440
		評価・換算差額等	157,863
		その他有価証券評価差額金	157,863
資産合計	1,750,261	負債・純資産合計	1,750,261

第 11 期 決 算 公 告

令和８年５月13日　京都市左京区吉田下阿達町46―29
シノビ・セラピューティクス株式会社
代表取締役　等　泰道

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,242,717	流動負債	1,643,820
固定資産	126,506	（賞与引当金）	（62,003）
		固定負債	12,002
		（退職給付引当金）	（12,002）
		株主資本	713,401
		資本金	10,000
		資本剰余金	5,879,869
		資本準備金	5,580,154
		その他資本剰余金	299,714
		利益剰余金	△4,876,762
		その他利益剰余金	△4,876,762
		（うち当期純損失）	（1,508,232）
		自己株式	△299,704
合計	2,369,224	合計	2,369,224

第 28 期 決 算 公 告

令和８年３月31日　東京都港区港南一丁目２番70号
ロシュ・ダイアグノスティックス株式会社
代表取締役社長兼ＣＥＯ　小笠原　信

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	31,174,096	流動負債	18,259,704
固定資産	9,920,368	賞与引当金	766,409
		製品保証引当金	486,155
		その他	17,007,140
		固定負債	5,831,666
		役員退職慰労引当金	136,850
		その他	5,694,816
		負債合計	24,091,371
		株主資本	17,003,095
		資本金	2,500,000
		資本剰余金	2,628,201
		資本準備金	2,500,000
		その他資本剰余金	128,201
		利益剰余金	11,874,894
		利益準備金	305,250
		その他利益剰余金	11,569,644
		純資産合計	17,003,095
資産合計	41,094,466	負債・純資産合計	41,094,466

損 益 計 算 書 の 要 旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	69,104,148	経常利益	3,032,325
売上原価	50,086,214	特別損益	0
売上総利益	19,017,934	税引前当期純利益	3,032,325
販売費及び一般管理費	15,884,328	法人税、住民税及び事業税	945,685
営業利益	3,133,605	法人税等調整額	△ 166,343
営業外収益	35,533	当期純利益	2,252,983
営業外費用	136,813		

第 39 期 決 算 公 告

令和８年５月13日　東京都港区麻布台一丁目３番１号
麻布台ヒルズ森ＪＰタワー15階
株式会社フィリップス・ジャパン
代表取締役　安部美佐子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	62,122	流動負債	49,968
固定資産	26,024	賞与引当金	3,096
		製品保証引当金	1,161
		その他	45,711
		固定負債	15,014
		リース債務	12,340
		退職給付引当金	1,437
		その他	1,237
		負債合計	64,982
		株主資本	23,164
		資本金	3,000
		資本剰余金	2,610
		資本準備金	1,540
		その他資本剰余金	1,070
		利益剰余金	17,553
		利益準備金	322
		その他利益剰余金	17,231
		純資産合計	23,164
資産合計	88,146	負債・純資産合計	88,146

損益計算書の要旨（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	149,071	特別利益	278
売上原価	97,686	特別損失	197
売上総利益	51,384	税引前当期純利益	7,602
販売費及び一般管理費	43,222	法人税、住民税及び事業税	2,606
営業利益	8,162	法人税等調整額	△ 182
営業外収益	34	当期純利益	5,178
営業外費用	675		
経常利益	7,521		

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年四月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十三日

東京都世田谷区上野毛二丁目二三番八号グランアイル二子玉川一〇五

基位ホーム株式会社

代表取締役　池田　正子

第55期決算公告

令和８年５月13日

東京都世田谷区上野毛２丁目23番８号グランアイル二子玉川105

基位ホーム株式会社

代表取締役　池田　正子

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	13,701,224
	固定資産	380,923,342
	資産合計	394,624,566
負純資債及産のび部	流動負債	35,832,796
	固定負債	361,234,856
	株主資本	△2,443,086
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△22,443,086
	別途積立金	1,500,000
	繰越利益剰余金	△23,943,086
	（うち当期純利益）	(6,622,448)
	負債・純資産合計	394,624,566

第27期決算公告

令和８年５月13日

福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原口ノ坪2516番地１

株式会社グリーン藤川

代表取締役　藤川　輝男

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	203,515
	固定資産	61,639
	資産合計	265,154
負純資債及産のび部	流動負債	17,403
	賞与引当金	1,000
	固定負債	19,737
	株主資本	228,012
	資本金	30,000
	利益剰余金	198,012
	利益準備金	6,689
	その他利益剰余金	191,323
	（うち当期純損失）	(10,826)
	負債・純資産合計	265,154

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.rich.co.jp/

(乙) 左記のとおりです。

令和八年五月十三日

東京都渋谷区代官山町八番一三号

(甲) 株式会社シェアリング・ビューティー

代表取締役　坂本　幸蔵

東京都渋谷区代官山町八番一三号

(乙) 株式会社ＳＢＣ２

代表取締役　坂本　幸蔵

第１期決算公告

令和８年５月13日

東京都渋谷区代官山町８番13号

株式会社ＳＢＣ２

代表取締役　坂本　幸蔵

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,683
	合計	19,683
負純資債及産のび部	流動負債	135
	株主資本	19,548
	資本金	20,000
	利益剰余金	△451
	その他利益剰余金	△451
	（うち当期純損失）	(451)
	合計	19,683

第３期決算公告

令和８年２月26日

東京都千代田区丸の内二丁目２番１号岸本ビル７階

ＳＥＫＡ　ＭＡＴＥＲＩＡＬ株式会社

代表取締役　顧　正青

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	57,135
	固定資産	1,396,828
	資産合計	1,453,963
負純資債及産のび部	流動負債	863,841
	固定負債	606,800
	株主資本	△16,677
	資本金	5,000
	利益剰余金	△21,677
	その他利益剰余金	△21,677
	（うち当期純損失）	(13,891)
	負債・純資産合計	1,453,963

第12期決算公告

令和８年５月13日

東京都中央区日本橋三丁目９番１号日本橋三丁目スクエア11階

The Trade Desk Japan株式会社

代表取締役　高橋　隆敏

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	474,884,335
	固定資産	404,292,908
	資産合計	879,177,243
負純資債及産のび部	流動負債	322,513,850
	賞与引当金	113,983,229
	固定負債	314,335,913
	株主資本	242,327,480
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	232,327,480
	その他利益剰余金	232,327,480
	（うち当期純利益）	(66,561,949)
	負債・純資産合計	879,177,243

第17期決算公告

令和８年５月13日

千葉県市川市八幡三丁目20番４パートナー八幡ビル３Ｆ

株式会社ＦＩＳ

代表取締役　プダサイニラムハリ

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,338
	固定資産	16,759
	繰延資産	385
	資産合計	26,482
負純資債及産のび部	流動負債	23,834
	固定負債	5,832
	株主資本	△3,184
	資本金	6,000
	利益剰余金	△9,184
	（うち当期純利益）	(341)
	負債・純資産合計	26,482

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月十三日

千葉県市川市八幡三丁目二〇番四パートナー八幡ビル三Ｆ

代表取締役　プダサイニラムハリ

(甲) 株式会社ＦＩＳ

埼玉県戸田市新曽一〇五七アーバンイケダ四一〇

代表取締役　プダサイニラムハリ

(乙) 株式会社ＴＳＩ

埼玉県川口市芝新町一五番一二号

代表取締役　プダサイニラムハリ

(丙) 株式会社にこまるフーズ

代表取締役　プダサイニラムハリ

第20期決算公告

令和８年５月13日

神奈川県伊勢原市高森三丁目４番21号

株式会社ＴＣＩ産業

代表取締役　鳥潟　等

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	38,564
	固定資産	47,518
	合計	86,083
負純資債及産のび部	流動負債	32,120
	固定負債	76,261
	株主資本	△22,298
	資本金	7,000
	利益剰余金	△29,298
	その他利益剰余金	△29,298
	（うち当期純利益）	(6,410)
	合計	86,083

第23期決算公告

令和８年５月13日

埼玉県川口市芝新町15番12号

株式会社にこまるフーズ

代表取締役　プダサイニラムハリ

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	33,435
	固定資産	3,379
	繰延資産	263
	資産合計	37,077
負純資債及産のび部	流動負債	19,325
	固定負債	12,402
	株主資本	5,350
	資本金	5,000
	利益剰余金	350
	（うち当期純利益）	(9,252)
	負債・純資産合計	37,077

第５期決算公告

令和８年５月13日

埼玉県戸田市新曽1057アーバンイケダ410

株式会社ＴＳＩ

代表取締役　プダサイニラムハリ

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,811
	固定資産	191
	資産合計	11,002
負純資債及産のび部	流動負債	1,926
	株主資本	9,076
	資本金	5,000
	利益剰余金	4,076
	（うち当期純利益）	(351)
	負債・純資産合計	11,002

第43期決算公告

令和８年５月13日

東京都板橋区成増三丁目12番１号

株式会社ナミキ

代表取締役　並木　洋一

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,129,822
	固定資産	4,021,368
	資産合計	**11,151,190**
負債及び純資産の部	流動負債	7,505,683
	（うち賞与引当金）	(63,045)
	固定負債	2,891,594
	（うち退職給付引当金）	(13,869)
	（うち役員退職慰労引当金）	(82,836)
	負債合計	**10,397,278**
	株主資本	753,912
	資本金	100,000
	資本剰余金	364,000
	資本準備金	42,000
	その他資本剰余金	322,000
	利益剰余金	289,912
	利益準備金	8,630
	その他利益剰余金	281,282
	（うち当期純利益）	(195,348)
	純資産合計	**753,912**
	負債・純資産合計	**11,151,190**

第 43 期 決 算 公 告

令和８年５月13日

神奈川県相模原市中央区富士見三丁目17番10号

株式会社ホームリーダー

代表取締役　菊池　晴利

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	686,342
	固定資産	1,353,393
	合計	**2,039,736**
負債及び純資産の部	流動負債	604,598
	固定負債	845,226
	負債の部合計	**1,449,824**
	株主資本	589,911
	資本金	20,000
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	567,411
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	566,911
	（うち当期純利益）	(14,123)
	純資産の部合計	**589,911**
	合計	**2,039,736**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月十三日

神奈川県相模原市中央区富士見三丁目一七番一〇号

（甲）株式会社アリビオ

代表取締役　鎌田　陽平

神奈川県相模原市中央区富士見三丁目一七番一〇号

（乙）株式会社ホームリーダー

代表取締役　菊池　晴利

第 22 期 決 算 公 告

令和８年５月13日

神奈川県相模原市中央区富士見三丁目17番10号

株式会社アリビオ

代表取締役　鎌田　陽平

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	79,938
	固定資産	1,624
	合計	**81,562**
負債及び純資産の部	流動負債	52,154
	固定負債	185,000
	株主資本	△ 155,591
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 175,591
	その他利益剰余金	△ 175,591
	（うち当期純利益）	(12,324)
	合計	**81,562**

第 66 期 決 算 公 告

令和８年５月13日

静岡県浜松市浜名区都田町11101番地

日本オーガニック株式会社

代表取締役　水谷　和敬

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,368
	固定資産	1,145
	合計	**2,513**
負債及び純資産の部	流動負債	571
	固定負債	506
	株主資本	1,436
	資本金	62
	資本剰余金	12
	資本準備金	12
	利益剰余金	1,419
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	1,405
	（うち当期純利益）	(50)
	自己株式	△57
	合計	**2,513**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月十三日

静岡県浜松市浜名区都田町一一一〇一番地

（甲）日本オーガニック株式会社

代表取締役　水谷　和敬

静岡県浜松市浜名区都田町一一一〇一番地

（乙）株式会社清友農材センター

代表取締役　水谷久美子

第 54 期決算公告　令和８年５月13日

静岡県浜松市浜名区都田町11101番地

株式会社清友農材センター

代表取締役　水谷久美子

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	385
	固定資産	13
	合計	**398**
負債及び純資産の部	流動負債	219
	固定負債	0
	株主資本	179
	資本金	10
	利益剰余金	171
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	166
	（うち当期純利益）	(0)
	自己株式	△2
	合計	**398**

第 11 期 決 算 公 告

令和８年４月20日

福岡市中央区大名二丁目４番22号

新日本ビル９階

株式会社ハーバルアイ

代表取締役　中村　　航

貸借対照表の要旨

（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,089,398
	固定資産	234,032
	資産合計	**1,323,431**
負債及び純資産の部	流動負債	826,913
	固定負債	340,871
	負債合計	**1,167,784**
	株主資本	154,287
	資本金	68,599
	資本剰余金	59,599
	資本準備金	59,599
	利益剰余金	27,032
	その他利益剰余金	27,032
	（うち当期純損失）	(10,004)
	自己株式	△945
	評価・換算差額等	1,359
	その他有価証券評価差額金	1,359
	純資産合計	**155,646**
	負債・純資産合計	**1,323,431**